

號七十第 料資查調政市

# 約契償報業事氣電

會查調政市京東 明財  
興人法

東京市  
電氣事業  
報償契約

市政調査資料 第十七號

我國主要都市に於ける  
**電氣事業報償契約**



財團法人 東京市政調査會

## 序

輓近躍進的發達を遂げた電氣事業は國家の産業に於て重要な位置を占むると同時に國民の日常生活に離るべからざる連繫を有つに至つた。殊に都市に於ては電氣事業の提供するサービスは市民生活の日常必需である。一般社會と電氣事業との連繫は事業の發達に伴ひ年を追ふて加速度的に廣く深くなりつゝある。しかく國民の日常生活と直接緊密の關係を有する電氣事業を一片の普通企業として遇することはできない。電氣事業の問題は産業上經濟問題であると同時に國民生活上重要な社會問題である。故に電氣事業の統制に就ては國民全般殊に市民は特別の關心を有たなければならぬ。電氣事業は電氣事業法の制定に依つて全般的に監督統制されることとなつたのであるが、多くの都市は同法制定以前より特に電氣事業者と報償契約を締結し所謂契約に依る監督を加へてゐる。この契約に依る監督は眞に市民のために市民の意志を代表した公益的のものでなければならぬ。事業の統制監督に對する市民の關心を如實に反映し

得る合法的手段はこの一途あるのみである。然るに從來一般市民には契約の内容はあらかその存在をさへも殆んど知られてゐない。以て如何に報償契約が市民のための契約であり乍ら十分その社會的任務を全うしてゐないか、思ひ半ばに過ぐるものがあるであらう。市民は市民の意志を正しく反映した公益的報償契約の獲得に力進する前に先づ詳さに從來の報償契約の内容を検討しなければならぬ。

本書は現在我が國主要都市の有する電氣事業報償契約の内容に就き比較討究を試みたものであつて、市政調査資料第十八號「瓦斯事業報償契約と併せ見ること」を便宜とする。因に本篇は本會研究員小倉庫次の調査執筆に成るものである。

昭和三年十月

財團 東京市政調査會

我國主要都市に於ける 電氣事業報償契約

目次

第一章 概説	一
1 電氣事業の發達	2
2 企業形態	3
3 監督方法	4
4 報償契約	5
第二章 契約期間	一六
5 契約期間と特許期間	6
6 アメリカ合衆國の實際	7
7 我國の實際	8
8 期間の長短	9
第三章 事業者の特權	二六
第一節 事業の獨占	二六
9 事業の獨占性	二六
10 獨占權	二六
第二節 道路その他の使用占用	三三
11 使用占用の物件と範圍	三三

第三節 使用料特別税の免除.....三

12 使用料の免除 13 特別税の免除

第四章 事業者の負擔.....三六

第一節 報償金.....三六

14 報償金の性質 15 報償金の算定方法及び報償率 16 納付時期

17 純益金と超過益金 18 アメリカ合衆國の例 19 報償方法の批判

第二節 公用料金の割引.....三七

20 公用の範圍 21 割引率

第三節 料金の制限.....六一

22 料金制限の重要性 23 料金の制限

第四節 財政的制限.....六六

24 配當制限 25 資本の増減 26 社債及び借入金

第五節 供給の擴張.....六七

27 擴張の必要 28 擴張義務

第六節 經理上の義務.....七六

第五章 事業の移轉.....八〇

29 計算の證明 30 帳簿書類財産營業等の検査 31 營業の報告

32 事業の讓渡 33 事業の合併

第六章 事業の買收.....八四

34 買收權 35 優先讓受權 36 買收價格決定方法

37 買收價格決定方法の批判

第七章 事業の消滅.....一〇一

38 事業の廢止 39 契約の解除 40 原狀回復

第八章 契約期間の満了.....一〇七

41 契約の更新

第九章 其他.....一〇九

42 法令に依る影響 43 特殊約款

第十章 結語.....一一四

44 將來の報償契約

# 我國主要都市に於ける電氣事業報償契約

## 第一章 概 説

### 1 電氣事業の發達

電氣事業の發達は極めて近年の事である。英國の化學者デヴィーに依つて弧光燈の發明されたのは一八〇八年であつた。ファラデーが初めて發電機を製作したのは一八三一年、ヴァン・マルデンが交流發電機を製作したのは一八七〇年であつた。電氣が營利事業として一般的に供給されたのは最初は弧光燈及び白熱燈用としてであつた。アメリカに於て初めに弧光燈が供給されたのは一八七九年サンフランシスコに建設されたブラッシュ・システムに依る事業であつた。翌一八八〇年にはエディソン・システムに依る白熱燈供給が行はれた。我が國に於ては明治十一年（一八七八年）初めて工部大學に弧光燈が點ぜられ、東京電燈株式會社が白熱燈を以て實際電燈事業を開始したのは明治二十年十一月であつた。かく電氣事業の出現は僅々四五十年以來のことであ

1 平澤要著「電氣事業經濟講話」上巻、八七頁。

2 同上、八九頁。

るが、その發達の顯著なることは殆んど他の生産事業にその比を見ざる程である。この事例は獨り歐米に於て然るのみならず我が國に於ても亦全くその軌を一にしてゐる。殊に我が國に於ては歐洲大戰時の好況時代に際し水力の開發に依つて電氣事業の發達に著しき躍進を見た。電氣事業の著しき發達は左の數字に依つて視ふことが出来る。

年次	事業者數	電燈需用家數	電燈需用箇數	現住人口百人平均燈數
明治三十六年	一一二		三三二、二三二	〇・七
明治四十一年	一七三	二九六、〇五五	一、一二〇、〇九二	二・三
大正二年	五〇四	二、一八〇、六〇四	五、五九五、〇六二	一〇・六
大正七年	六七二	四、八六〇、九七八	一一、九〇〇、六八三	二一・四
大正十二年	七四四	八、三〇五、二一八	二一、六八七、八一〇	三七・〇
大正十四年	七二二	九、六五二、〇五八	二七、三二〇、七四〇	四五・七

而して電燈需用家數は大正十四年末に於て現住世帯數の八割に及んでゐる。明治四十年に於ては僅かに二分に過ぎなかつた。以つて如何に普及の速なりしやを知ることが出来る。

最初弧光燈及び白熱燈供給事業として發達せる電氣事業はその後電氣技術の發達と電氣用途の

擴張とに依つて著しくその領域を擴張した。即ち照明用としての外に動力用として熱用として又電氣化學工業用として利用せらるゝところ極めて廣い。動力用としては單に大小工業に於てのみならず農業にさへもその利用は普及されつゝある。熱用としては暖房用としてに止らず庖厨用その他家事諸般に利用せられ都市に於ける家庭の電化は愈々熾んである。電氣軌道が益々發達するのみならず國有鐵道及び地方鐵道も着々電化されつゝある。電氣の利用は全く全國的であり各人の生活に影響するところ頗る大である。さればこそ電氣事業は公益事業 Public Utilities として尤なるものであり日常生活上又産業交通等國民經濟上殆んど一日も缺くべからざる事業である。

## 2 企業形態

電氣事業は企業の性質上その施設に多額の資本を固定するを要する。従つてその企業形態は資本の集中及び經營の有能の點に於て最も近代的大企業に適する株式會社組織に依るのが普通である。我國に於ける電氣事業企業形態及び其推移を經營主體別事業計數に依つて示せば左の如し。

年次	縣營	郡營	市營	町營	村營	合資會社	合名會社	株式會社	其他	合計
明治四十年	一	一	二	四	一	二	一	一五九	九	一七七

3 供給、鐵道、供給及鐵道兼業、開始 未開始を含む。

4 其他中には組合及個人經營を含む。

大正元年	一	一	五	一	一	三	四	八	三	八	五二一
大正六年	一	三	六	一	三	六	八	一	一	一	六六八
大正十一年	一	三	〇	二	四	九	九	一	七	一	八二七
大正十四年	四	一	二	〇	五	三	八	一	七	三〇	八四五

即ち大正十四年に於て株式會社組織に依る事業数は全電氣事業数の八割六分強を占めてゐる。更に量的に見れば、投下資本額に於て、發電力に於て、又供給量に於て、株式會社組織に依る事業がより大なる部分を占めてゐることは想像に難くない。大體に於て我が國の電氣事業は私營主義を以て發達して來てゐる。然し最近強い公營化の傾向の示されつゝあるのは見逃すことの出來ぬ現象である。殊に市町村營事業数は著しく増加しその増加率は私營の増加率を凌駕してゐる。これは近年地方自治團體が質實共に發達し公經濟的に自覺して著しくその事業分野を擴張し各種の公益事業を自ら處理せんとするに因つてゐる。

而してこれは同時に電氣事業が公益事業として如何に其の公益性を増大しつゝあるかの證左と見ることにも出来る。電氣の供給はその普及發達に因り國民の日常生活に愈々必要缺くべからざるものとなりつゝある。殊に大都市に於ける市民の日常生活にとつては電氣事業の提供するサーヴィ

スは上水道に次ぐ必需である。將來都市、殊に大都市に於ては電氣事業を公共事業の一として義務的に市營さるゝ時代が來るかも知れない。現在電氣事業市營の概況は左の如くである。

事業別	事業数	市	營	都	市
電氣軌道	一一	東京、京都、大阪、神戸、横濱、名古屋、富山、熊本、仙臺、札幌、鹿兒島。			
電燈電力供給	八	東京、京都、大阪、神戸、静岡、仙臺、金澤、都城。			
電力發電所	六	東京、大阪、京都、神戸、金澤、仙臺。			

最近電力國營論が熾んである。いはゆる國營論にも各種あるようである。(一)私有水利權及び水利權競願より生ずる弊を除き水利地點の經濟的利用と統制とを期するために水利權を國有とすべしといふ論がある。(二)幹線鐵道國有の理論を電氣事業に適用し送電幹線路を國有として不經濟なる二重の投資を防ぎ統一すべしといふ論がある。(三)發電原價を引下ぐること主たる理由として發電事業を舉げて國營とすべしといふ論がある。近年著しき普及發達に依り國の産業に於て重要な地位を占めその消長の國民經濟に影響するところ頗る甚大であり且つその事業の公益性の愈々増大しつゝある電氣事業に國が關與して統制監督を加ふることは當然である。然し統

制監督を高調して直ちに國營とすべしとする論にはその間論理の飛躍がある。電氣事業、瓦斯事業の如き公益事業の公營私營に關する優劣長短は殆んど各國に於て論じ盡され、然かも未解決の問題である。各國夫々社會制度乃至經濟狀態を異にし一様の論を以て推し進めることは出来ない。國營が甲國に於て是なりとするも乙國に於て亦是なりとすることは出来ない。又甲國に於ては國營よりも地方自治團體經營を可とするも乙國に於ては寧ろ私營を可とするかも知れない。且つ理論上の是非は必ずしも實際上の是非に反映しない。従つて各國は夫々公益事業企業形態の主流を異にしてゐるようである。我が國の如く電氣事業を私營として助長發達を計り來りたるに私營事業の放漫なる投資に依つて利益率漸く減退し不統一なる施設に依つて各事業を收拾すること頗る困難なるに及んで私營事業者の聲に聞き直ちに國營の是非を論結することは不用意の誹を免れない。兎も角電力國營の問題は將來に向つて電氣事業界、否全國民に對して貽されたる慎重研究を要する重大問題である。

### 3 監督方法

電氣事業にも諸種の企業形態の存することは他の主要企業に於けると同様であるが、我が國に於ては電氣事業は主として私營、就中株式會社組織に依つて發達し來り、現在も亦公營の傾向あり

國營論さへあるとはいへ私營の時代であることは前述の通りである。私企業であれば勢ひ營利に専念し、動もすれば社會一般の利益を無視し公衆に及ぼす危険を蔑にし易い。電氣事業も未だ十分發達せざる時代にあつては國家又は公共團體がこれを經濟的に保護し或は特權を與へてその獎勵助長を計ることは廣い意味に於て行政の任務に屬する。又電氣が危険物であるといふ點から技術的に危険防止の監督を爲すことは保安行政の任務である。電氣事業が發達して十分有利確實なる企業なることが實證さるゝに至れば事業は箇々然として勃興する。この事はアメリカ及び我が國に於ける戰時好況時代の電氣事業發達が如實に物語つてゐる。即ちこの時代にあつては各事業に統制を加へ無益の競争を防ぎ投資の重複を避けしめなければならぬ。又電氣事業が普及して公益事業としての公益性を愈々厚うするに伴ひ事業に對しては初期に於ける事業本位の經濟的保護に反し一般社會の利益を本位とする公益的制限を加へなければならぬ。此の如く公益事業としての電氣事業にも發達の段階があるのであるからその各段階に適應した監督統制を加ふることが必要である。即ち電氣事業のみならず他の事業に於ても同様であるが、その監督統制の方法は事業の發達及び社會乃至經濟事情の變動と共に推移しなければならぬ。かくして初めて各時代々々に於て up to date であり且つ適實な監督が行はれ得るのである。

電氣事業の監督方法として（瓦斯事業その他の公益事業に對しても大體同様であるが）今迄行はれてゐる方法は先づ左の三種に大別することが出来る。

（一）法令に依る監督

（二）報償契約に依る監督

（三）公益事業委員會の如き特殊の機關に依る監督

これ等三つの方法は勿論互に兩立するを得ない方法ではない。法令に依る監督の下に報償契約に依る監督が存し、公益事業委員會が主として法令の遵守と契約の履行とを監督するのが寧ろ普通である。

法令に依る監督は法令の性質上全國的であるから勢ひ極めて一般的な事項にのみ止ることとなる。従つて法令に依る監督は電氣事業に於ける基本的事項及び保安行政上よりする消極的禁止に關しては適當であるが、各地方の異なる事情に應じ又發達の段階を異にする各個の事業に對し適實の監督を爲すには適當でない。又法令はその性質上朝令暮改することは好ましくなく又困難である。従つて法令に依る監督は活動的なる企業を敏活に四圍の狀況の變動に順應して積極的に指導し監督するには適しない。即ち法令に依る監督の任務は基本的事項、靜的事項及び保

安上よりする消極的規定に存すといふことが出来る。

報償契約に依る監督は地方公共團體と事業者との間の契約に依り監督を行ふのであるからその監督は管轄範圍内に於て頗る地方的である。元來が私法上の契約と同様に法令に違背せざる限りは公益目的の範圍内に於て如何なる内容の契約も爲し得るのであるからこの點は極めて自由である。各地方々々の特殊の實情に應じ詳細なる點に亘り内容を盛ることが出来る。又その修正改廢も最初の契約如何に依り極めて自由と爲すことが出来る。即ち報償契約に依る監督は地方的である點及び改廢が比較的的自由である點に於て法令に依る監督と著しく性質を異にし別個の任務を有するものである。従つて報償契約に依る監督は法令に依る監督と牴觸するものではなくその下に於て十分存在の理由を有するものである。

公益事業委員會に依る監督の制度はアメリカ合衆國に於て發達せる制度である。専門家を以て組織する常置の恒久的機關に依つて事業を直接監督する制度である。我が國に於て設置せらるゝ諸種の委員會例へば瓦斯事業委員會又は電氣事業調査會の如きは或は單なる諮問機關であり或は一時的調査研究の機關であるに過ぎぬ、いはゆる公益事業委員會とは全くその性質を異にしてゐる。公益事業委員會はその管轄の範圍内に於て或程度の立法的性質と行政的性質とを兼ね備へた

る執行機關である。公益事業委員會に依る監督はその監督行爲が恒常的である點に於て、個々の具體的事實に直面して適實に應變し得る點に於て又その監督責任の歸屬が明確である點に於て極めて合理的且つ有能なる監督方法である。公益事業の如き活動的なる企業の監督は保安上危険を防止し又は不正を摘發するのみでは足りない、更に進んで事業を積極的に指導鞭撻する要がある。事業の監督は政略的官僚的であつてはならない、寧ろ實務的でなければならぬ。かゝる意味に於て監督機關として獨立せる公益事業委員會の制度は適當のものである。唯公益事業委員會の功過は一に懸つて委員會を組織する人にある。我が國に於ても公益事業監督機關として公益事業委員會の制度を立て、而して都市計畫委員會に中央、地方兩種の委員會があると同じ意味合に於て中央及び地方公益事業委員會を設けることは適切なる監督方法の一であると思はれる。

#### 4 報償契約

我が國に於て現在行はれて居る電氣事業に對する監督は法令に依る監督官廳の監督と報償契約に依る地方公共團體の監督とである。明治二十年初めて東京電燈株式會社が電燈供給事業を開始した當時に於ては別に電氣事業の取締に關する規定はなく、従つてこれが爲め特に所管廳の設けもなく只道府縣廳及び警視廳に於て管轄したに過ぎなかつた。その後電氣事業發達に伴ひ遞信省

の所管となり、明治二十九年五月には電氣事業取締規則が規定された。これ以前に於ては明治二十四年十二月二十八日公布警察令第二十三號電氣營業取締規則に據つてゐた。然しこれ等の規定は何れも大部分保安上よりする電氣事業工事の設計施設の取締に關する規定であつた。電氣事業が益々普及發達するに及び取締に關する法制不備にして監督十分に行はれ難く、事業者も亦不便を感ずる點少くなかつた爲め新に外國の法制を參酌して明治四十四年現行電氣事業法が制定された。現在電氣事業は同法及びこれに關係する法令に依つて監督されてゐる譯である。

この外に電氣事業は事業者と都市との間の報償契約に依つていはゆる契約に依る監督を受けて居る。報償契約が初めて締結されたのは明治三十九年大阪市と大阪電燈株式會社との間である。これより先き明治三十六年大阪市會に電燈會社報償問題が建議せらるゝや斯界の一大問題となつた。兎角する内に大阪瓦斯會社の報償問題が起り一般の議論は會社が報償に應ずるを以て當然なりとするものとこれに應ずるを以て全然不可なりとするものとの二つに分れた。而して意見が容易に纏りそうになかつたので大阪に於ける數名の有力者が市と瓦斯會社との間に仲裁の勞をとり茲に報償契約の成立を見るに至つた。而してこの成立が直ちに電燈會社の報償問題に影響するこゝとなつた。日本電氣協會はこの問題に就き調査協議を行ひ且つ一面には法學博士梅謙次郎、法

學博士美濃部達吉兩氏の意見を索め審議の結果既設會社の無條件にてその設立の認可を受けてゐるものに對しては公共團體よりこれに報償を求むる権利なく既設會社はこれに應ずる義務なしと決議した。然し大阪市長は明治三十六年十一月十四日大阪市内に於ける電燈事業が大阪市民一般の利害に關すること重大にして一の公共事業と認むべく而して同事業は大阪電燈會社の獨占到屬してゐるのであるから左の事項を市公共の利益を保護するために承認せんことを電燈會社に要求した。

### 申 込 事 項

- 第一項 電燈料の増額は市と協議を爲すべきこと
- 第二項 道路、橋梁等公共の用に供する電燈料は普通料金より二割の割引を爲すべきこと
- 第三項 會社は純益金の百分の五に相當する金額を市に納付すべきこと  
前項の純益金は各決算期に於ける總益金より總損金を引去りたるものこと  
但總損金中には各種の積立金及び賞與金その他これに類する支出を包含せざるものこと  
損益計算は會社に於て證明の責あるものこと
- 第四項 會社は純益金中より左記各號の金額を控除し過剰金あるときはその過剰金の四分の一に相當する金額を市に納付すべきこと

### (イ) 第三項所定市納金

#### (ロ) 法定積立金

但法定積立金は最低額に止め積立總額資本四分の一に達したるときは本項の控除金中より除くものこと

#### (ハ) 株主配當金

但明治三十五年以前の募集に係る株式に對してはその拂込金額に應じ一ヶ年一割二分を極度とす  
募集に係る株式に對してはその拂込金額に應じ一ヶ年一割二分を極度とす

第五項 會社の資本増額社債募集及び合併の場合には豫め市と協議を爲すべきこと

第六項 市は一般の市税を除く外電氣事業に關し特別税を賦課徴收せざること

第七項 市は所有又は管理する道路、橋梁及び土地等使用に關し從來會社に與へたる便宜は自今無償にてこれを與ふべきこと  
但市に於て便宜を供する爲め特に要する費用は會社に於て負擔し又はこれが爲めに市の受けたる損害は會社に於て賠償するものこと

第八項 市は市内に於て自ら電燈事業を經營せず又他に向つて電燈會社の設立を承認せざること  
但市自ら需要する電燈に關する經營はこの限にあらす

第九項 市は會社の營業年限(開業の日即ち明治二十二年五月二十日より滿三十ヶ年)滿了の後に於て市自ら一

般の電燈事業を經營せんとする場合の外會社が獨りその事業を繼續すべきことを承認すること

前項に依り會社がその事業を繼續する場合に於ては以上各事項に關し二ヶ年前申出更に協定すべきこと

大阪電燈會社がこの申込を受諾すべきや否やはこれが慣行となりて全國同業會社に影響を及ぼすところ極めて大なるを以て重要なる問題となつた。さりとてこれを拒絶することは法律論は別としても事業將來の圓滑なる發展と社會一般の公益とより見て亦許すべからざるところであつた。即ち幾多の曲折を経て明治三十九年に至り漸く市と會社との間に報償契約が締結さるゝ運びとなつた。これが嘗て市と大阪電燈との間に存してゐた契約であつて蓋し電氣事業報償契約の最初のものである。その後各都市に於てこの例に倣ひ電氣事業報償契約の締結を見るに至つた。

報償契約の性質及び效力に就ては學說上議論の存するところである。今茲にはこれ等の法律上の問題には觸れない。報償契約の約款中には多くの違法の内容を含み當然契約は無効であるとする有力なる説はあるが、兎に角實際上存在して履行せられつゝあるのである。殊に瓦斯事業法は第十二條第四項に於て「市町村ト瓦斯事業者トノ間ニ存スル事業經營ニ關スル定ニ基キ瓦斯事業者カ市町村ノ承認ヲ求メタル場合ニ於テ協議調ハサルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス」と規定し又同法附則第三項に於ては「第十七條ノ規定ハ本法施行ノ際市町村ト瓦斯事業者トノ間ニ瓦斯事業買

收ニ關シ期間ノ定アルトキハ其ノ期間之ヲ適用セス」と規定してゐる點より見れば同法は明かに報償契約の存在を前提してゐるようである。然し報償契約の存在不存在、有效無効論は別として事實上我が國主要都市に於ける報償契約が如何なる内容を持ち、いはゆる契約に依る監督が如何に行はれつゝあるかを検討する。資料とせる報償契約は左記の都市と事業者との間の契約である。

市名	事業者名	契約年月	市名	事業者名	契約年月
東京	東京電燈株式會社	大正元年十月	函館	函館水電株式會社	大正三年一月
大阪	日本電燈株式會社	大正二年十月	金澤	金澤電氣瓦斯株式會社	大正七年七月
名古屋	宇治川電氣株式會社	明治四十五年二月	熊本	熊本電氣株式會社	大正四年四月
横濱	名古屋電燈株式會社	明治四十一年四月	福岡	福博電氣軌道株式會社	明治四十二年八月
長崎	東京電燈株式會社	大正十年十月	岡山	岡山電氣軌道株式會社	明治四十三年五月
廣島	東邦電力株式會社	大正四年四月	小樽	小樽電氣株式會社	大正元年十一月
	廣島電氣軌道株式會社		八幡	八幡電燈株式會社	明治四十三年一月

〔備考〕

- 一 日本電燈株式會社は大正九年三月東京電燈株式會社に合併。
- 二 名古屋電燈株式會社は大正十年十月東邦電力株式會社に合併。

- 三 金澤市は大正十年十月金澤電氣瓦斯株式會社の事業一部を買収市營とせるを以て本契約は過去に屬す。
- 四 福博電氣軌道株式會社は合併に依り明治四十五年六月九州電燈鐵道株式會社と改め大正十一年六月東邦電力株式會社と變更す
- 五 小樽市は大正元年十一月契約當時に於ては小樽區と稱す。
- 六 八幡市は明治四十三年一月契約當時に於ては八幡町なり。
- 八幡電燈株式會社は明治四十三年十月九州電氣軌道株式會社に合併す。

## 第二章 契約期間

### 5 契約期間と特許期間

報償契約は市がその所有又は管理に屬する道路、橋梁、堤塘、公園其他の土地工作物に營業上必要な電柱の建設或は地中に電線を敷設することを事業者に對して承諾し、事業者は一定の報償金を市に納付することを約するを主たる内容としてゐる。市内に於て電氣供給事業を經營するには現在技術上どうしても市の所有又は管理する道路等を使用占有しなければならぬ、即ちこの使用占有權を得ることは事業者にとりて不可缺の要件である。事業者が適法に營業の許可を受けてもこの使用占有權を取得しなければ事實上事業を經營することは出來ぬ。主務官廳が事業を許

可したる場合その許可が當然市内に於ける市の所有又は管理する公物を事業に必要な範圍に於て使用占有し得べきことを包含するや否やは研究を要する問題である。兎も角現在までの慣行に於ては事業者は市との報償契約に依つてこの公物の使用占有權を得てゐるのである。従つてこの點より觀れば報償契約は名は契約であるが性質は特許企業に於ける特許と殆んど同一である。仍て報償契約の契約期間は企業特許に於ける特許期間と同一と見ることが出来る。契約期間の長短は事業に影響するところ極めて大であつて事業者の側よりいへば營利企業としての事業の安全性と確實性とは多く懸りて契約期間の長短にある。又契約に依つて監督するといふ公共團體の立場より觀れば監督が固定的であるか弾力性を有するかは多く懸りて契約期間の長短にある。何れよりしても契約期間の長短は重要視するを要する。

### 6 アメリカ合衆國の實際

アメリカ合衆國に於ては電氣事業のみならず一般公益事業は主として私營である。近年公營が増加したりとはいへ猶私營主義の國であるといふことが出来る。而して都市はその都市に於ける事業に就き事業者に Franchise を與へてゐる。屢々契約 (contract) といふ文字を用ひてゐるが、その内容は我が國に於ける報償契約以上に特許命令的である。然しその手續は大體同じであつて

アメリカ合衆國に於ける電燈電力事業特許期間(註)

特許者	被特許者	特許期間(年)	特許年月
Jersey City	Mutual Benefit Light and Power Company	20	Jun. 1908
Salt Lake City	Salt Lake Power Light and Heating Company	25	Jan. 11, 1881
"	Salt Lake and Ogden Gas and Electric Light Company	25	May. 20, 1893
"	Pioneer Electric Power Company	25	May. 27, 1897
"	Utah Light and Railway Company	50	Aug. 4, 1905
"	J. S. Manley and L. H. Curtis	50	May. 22, 1906
Duluth City	Great Northern Power Company		1903
Richmond City	Virginia Electric Company of Baltimore City	0	Dec. 23, 1897
"	Home Electric Company	30	Jan. 17, 1898
Nashville City	Great Falls Power Company	35	Jul. 18, 1902
Rockford City	Rockford General Electric Company	30	Feb. 6, 1899
"	"	50	1908
"	J. A. Walker, Fred. K. Houston and Geo. S. Briggs	25	Jul. 21, 1902
Grand Rapids	Grand Rapids-Muskegon Power Company	20	Jul. 29, 1907
Cedar Rapids	Cedar Rapids Electric Light and Power Company	25	Dec. 5, 1890
Atlanta	Southern Lighting and Power Company	30	Dec. 26, 1905
Columbus	Columbus Edison Electric Light Company	25	Mar. 28, 1887
Seattle	William T. Baker	36	Aug. 2, 1898
"	S. L. Shuffleton	50	Mar. 14, 1902
Denver	Charles F. Lacombe	20	Feb. 14, 1901
"	Denver Consolidated Electric Company	20	May. 15, 1906
Minneapolis	Minneapolis General Electric Company	30	Jun. 12, 1908
St. Paul	Northern Heating and Electric Company	25	Dec. 26, 1906
Chicago	Edison Company	25	1887
"	Common-Wealth Electric Company	50	1897

アメリカに於ても Franchise は市會の議決を経事業者が承認することに依つて效力を發生してゐる。今參考の爲めに Franchise に就きその特許期間を擧ぐれば前表の如くである。

(註) 一、ロックフォード市の一九八〇年特許は一九九九年の特許を修正せるもの。

二、ミネアポリスの特許は市會を通過したるも市長これを拒否し従つて實現せざりしもの。

これに依りアメリカに於ける電燈電力事業の特許期間は二十年乃至五十年であることが知られる。舊い特許が必ずしも期間が永い譯ではない。この外例へばニューヨーク市の如きは實際上永久の特許を與へて居り又期間の定めなき特許も諸處に存在してゐる。

7 我國の實際

我國主要都市に於ける電氣事業報償契約の契約期間を見れば左の如くである。  
我國主要都市に於ける電氣事業報償契約期間

市名	會社名	期間	契約期日
東京	東京電燈株式會社	二十年	大正元年十月二十二日
大阪	宇治川電氣株式會社	二十五年	明治四十五年二月二十三日
名古屋	名古屋電燈株式會社	二十五年	明治四十一年四月二十五日

小 熊 函 長 横	小 熊 函 東 東	三 十	大 正 十 年 十 月 一 日
樽 本 館 崎 濱	樽 本 函 東 東	十 十	大 正 十 年 十 月 一 日
電 電 水 電 電 電	電 電 水 電 電 電	十 十	大 正 十 年 十 月 一 日
氣 氣 株 株 株 株	氣 氣 株 株 株 株	十 十	大 正 十 年 十 月 一 日
株 株 會 會 會 會	株 株 會 會 會 會	十 十	大 正 十 年 十 月 一 日
式 式 社 社 社 社	式 式 社 社 社 社	十 十	大 正 十 年 十 月 一 日
會 會 社 社 社 社	會 會 社 社 社 社	十 十	大 正 十 年 十 月 一 日
社 社 會 會 會 會	社 社 會 會 會 會	十 十	大 正 十 年 十 月 一 日
三 十 五 年	三 十 五 年	三 十 五 年	三 十 五 年
大 正 元 年 十 一 月 二 十 七 日	大 正 元 年 十 一 月 二 十 七 日	大 正 元 年 十 一 月 二 十 七 日	大 正 元 年 十 一 月 二 十 七 日

契約期間の最も短いものは横濱に於ける十年である。金澤に於ける報償契約の契約期間も十年であつた。最も長期のものでも小樽の三十五年であるから、アメリカ合衆國に於ける Franchise の期間に比し我が國の報償契約期間は概して短いといふことが出来る。

廣島、福岡、岡山及び八幡に於ける報償契約には期間の定めがない。契約期間の定めなきものは電氣軌道事業を經營するものにあつてはその特許せられたる期間又然らざるものに就いては市が買収する迄を期間として契約したるものと看做すべきである。期間の定めなしとして何時にても双方任意に契約を解除し得べきものと解するのは電氣事業の公益性の上より見ても不穩當である。寧ろ期間の定めなく何時にても契約を解除し得べき場合にはこの旨を特に約款中に規定するのが普通である。従つて期間の定めなしとしてこれをアメリカ合衆國に於て行はれつゝある不確定期間

の特許 (Indeterminate Franchise) と同一視することは出来ない。報償契約に期間の定めない場合は通常市が買収を前提としてあるであらうが、買収が何時行はるかは極めて不確定であるから或意味に於てこの場合を永久的特許に類するものと見ることも出来る。

次に電氣鐵道事業に關する特許の特許期間を掲ぐれば左の如くである。  
我が國主要都市に於ける電氣鐵道敷設營業特許の特許期間

特許者	被特許者	期間	特許始終期
内務大臣	大 阪 市	五十年	自明治三十六年二月九日 至明治八十五年三月三十一日
内務大臣	神戸電氣鐵道株式會社發起人	五十年	自明治三十九年十一月十七日 至明治八十九年十二月三十一日
内務大臣	愛知馬車鐵道株式會社	三十年	自明治二十九年六月三日
内務大臣	覺王山電氣軌道合名會社設立人	五十年	自明治四十二年十一月二十九日 至明治九十二年十一月二十八日
内閣總理大臣	熱田電氣鐵道株式會社發起人	三十年	自明治四十三年三月四日 至明治七十二年三月三日
内務大臣	横濱電氣鐵道株式會社發起人	五十二年	自明治三十三年九月十七日 至明治八十五年六月三十一日
内務大臣	北陸電氣軌道株式會社發起人	五十年	自明治四十五年六月二十八日 至明治九十五年十二月三十一日
内務大臣	熊本電車株式會社發起人	五十年	自明治六十年十一月十四日 至大正六十年十一月十三日

## 〔備考〕

一、神戸市は大正六年四月神戸電気株式会社より電気事業を譲受く。  
二、愛知馬車鐵道株式會社は名古屋電気軌道株式會社となり他社を合併し大正十一年七月名古屋市に事業を譲渡す。

三、横濱市は大正十年四月横濱電気鐵道株式會社の事業を譲受く。

四、熊本市は大正十二年四月熊本電車株式會社の事業を譲受く。

電気軌道事業の特許は概して長期に亘つてゐる。明治四十四年七月三十一日附にて東京市に内閣總理大臣及び内務大臣より與へられたる電気軌道事業の特許命令には期間の定めがない。これは市が公共團體にして永久的存在を有し且つ公共事業の遂行をその任務とする點より觀て特許が國の買収又は命令違反等の爲め消滅する場合を除き永久的に與へられたるものと解すべきである。期間の定めなきことは同一であつても、一定の存續年限を有する事業會社と市との報償契約の場合と同一視することは出来ない。

電気事業の如き公益事業を公共團體殊に大都市の如き事務的にも財政的にも十分事業を處理し得るものに特許する場合にはその特許は事業及び公共團體の性質上一定の消滅條件を附し原則として永久的特許であるべきである。これに反して都市と事業者との間の報償契約は原則として有限的でなければならぬ、事實契約期間が定められてゐるのが普通であつて、定められてゐない

のは極めて例外の場合である。

## 8 期間の長短

報償契約の契約期間には前記の如く長短がある。この間に何年が最も適當であり、何年でなければならぬといふ原則はない。短期の契約にも長期の契約にも夫々得失がある。道路その他の使用占用權を許す市の側よりいへば成るべく短期の契約を可とする。三十年以上の將來に於て市が如何なる方面に發達して行くかは何人も豫言出来ない。又事業が如何なる發展を遂ぐるかも不可知である。従つて現在及び豫想し得べき近き將來の事情の下に於て適當なる契約も遠き將來に於て極めて非實際的となる怖れあることは免れない。即ち公益上の觀點よりすれば契約期間を短かくして契約更改の機會を屢々到來せしめ、その都度適當なる修正を加ふるを可とする。之に反して營利事業者の側からいへば一般に成るべく長期の契約を締結することを有利とする。電気事業の如き公益事業は極めて巨額の資本を固定する。この投資を短期間に回改することは殆ど不可能である。而して道路その他の使用占用は事業遂行上缺くべからざる要件であるからこの使用占用を承認する報償契約期間の短いことは事業にとつて大なる不安である。長期契約であれば後に述ぶる如く事實上事業者が長期に亘つて事業を獨占する概然性を保有することゝなるから營利企業としての

事業の安全性と確實性が増す。又事業の初期にあつては一般に多くの利益を擧ぐることは出来ない。従つて契約に當つても事業の助長發達を考慮し公益上の觀點より事業者の利益を制限する手段は勢ひ寛となる。かゝる寛なる條件の契約を長期に亘つて變改せずには保持することは事業者にとり極めて有利である。只管營利を目途する事業者が長期の契約を希望するのは當然である。

然らば短期の契約は公益的であつて長期の契約は非公益的かといふに必ずしもさうではない。短期契約は成程公正に契約條件を修正する機會が屢々到來する譯ではあるが同時にかゝる事柄には最も黨派勢力の影響が及び易く且つ政争の具に供せられ易きことは事實の示すところである。従つてこの間に不正が行はれ非公益的に改惡せらるゝ機會もそれだけ多くなる譯である。この市政上の腐敗は別としても短期契約であれば事業者は短期間に出來得る限り投下資本を回收せんと努力する。即ち一般需用者に對しては高い料金が課せられる。然かもサーヴィスは法令等の規定に反せざる限度内に於て極めて粗惡なるものが供されることとなる。又事業者は公益上の立場より一般の需要を考慮して普遍的に供給を擴張することなく、専ら採算上有利なる地區にのみ供給することとなる。公益事業としての事業の堅實なる發達は期せられない。尤も今日の如く發達せる電氣事業に於てはこの擴張差控への弊はなしとするも、事業者が短期間に多くの利益を獲んとす

る結果公益事業の理想であり使命である料金の低廉とサーヴィスの優良とが庶幾せられぬことは想像に難くない。勿論短期の契約に於ては契約期間の満了と同時に施設を撤去して道路その他を原狀に回復するが如き國家經濟上よりするも極めて非經濟的なることが事業者に強制せらるゝことは先づ考へられない。契約の更改、買収等何かの手段が講ぜらるゝではあらうが、事業者に一抹の不安を留むることは明かである。この不安が事業者をして陰に陽に投資の回取を急がしむることとなる。短期の契約必ずしも公益的であるとはいへないのである。

長期の契約は都市及び事業が如何に發達して行くか豫見し得べからざる遠き將來に亘つて契約條件を釘付とするため屢々公益に戻る結果を生じ易い。然し都市に於ける電氣事業は多額の資本を固定化すると同時にその事業は實際上永久的性質を有する。事業者は事業經營のために殆んど永久的に道路その他の使用占用權を有さなければならぬ。従つて長期の契約は事實上事業の性質に合致してゐる。事業者は長期契約に依り安心して事業を經營することが出来る。投資の回收を急がない。寧ろ漸を追ふて事業の堅實なる發達に努力する。長期の道路その他の使用占用權を得さへすれば事業者は可成りの公益制限にも甘んずる。長期の契約必ずしも直ちに非公益的とは云ふのである。

要するに契約期間の長短を以て契約の寛嚴を計ることは出来ない。契約が公益的であるか非公益的であるかを定めることは出来ない。契約期間の長短は頗る重要でありながら、これを以て契約そのもの、全豹をトすることは出来ない。即ち公益上の観點より契約期間の長短何れを可とすべきかを斷言することは出来ない。各報償契約の契約期間は契約の他の内容と照比して考究し批判しなければならぬ。近年アメリカ合衆國に於ては期間の定めなき Franchise が次第に發達しつつある。これは特許者が何時にても全然無償にて Franchise を取消し得るものである。都市が事業者に事業獨占權を認むる他方に於てこの權利を留保するのが普通である。カンサス・シティ、ロサンヂェルスの如きはこれを市制中に規定してゐる。將來我が國に於ても報償契約を締結し又は特許を附與するに當り參考する必要がある。

## 第二章 事業者の特權

### 第一節 事業の獨占

#### 9 事業の獨占性

公益事業には法令に依り各種の特權が與へられてゐる。例へば土地收用法に依る土地の使用權

及び收用權、又電気事業に就ては特に電気事業法に依る土地立入權、竹木の伐除及び移植權、公物使用權、地上の空間及び地中使用权等の如きである。然し經濟的に又社會的に見て公益事業の有する最も大なる特權は事業獨占權である。電気事業は法令に依つて獨占權を認められてゐる譯ではないが實際上獨占性を有してゐる。電気事業は一般に發電水力地點の不可變的事情、送電配電設備に對する巨額資本の固定化等の關係より自然區域的に獨占的傾向を有してゐる。二三事業者の競争はあり得るも通常の商品に見るが如き自由競争は成立し得ない。殊に都市に於ける電気事業は獨占的傾向が強い。都市に於て電気事業を經營する爲には道路その他の公物を使用占用しなければならぬ。而して道路は路面上を使用すると路下を使用するとを問はず一定の限度がある。事業者が多くなれば道路の障害をそれだけ増加し愈々公共の利便に反ることとなる。即ち道路行政上より見て事業は獨占的であることが望ましい。然し都市は事業の集團的消費地であつて事業者にとつては極めて有利なる供給區域である。従つて事業の都市への進出に依り爲めに目覺しき競争の行はるゝことは屢々である。又場合に依つては獨占事業者の供給料金を低減し獨占利益を制限するために競争會社が認可さるゝことがある。競争に依り一時的には不自然に低廉なる料金が行はるゝも決して公益的ではない。競争は勢ひ投資の重複を來し事業者はやがてその不利に

5 電気事業法第七條。  
6 同法第八條。

7 同法第九條。  
8 同法第十條。

耐へず合併に出づるか供給料金、供給區域等の協定に出づるか二途何れかを選んで競争を避けるやうになる。しかも競争に依つて失ふところは結局料金を通じて一般需用者より搾取される。故に電氣事業の如き公益事業は實際上獨占的傾向を有するに止らず、適當なる統制に従ひ獨占事業たらしむることが公益上望ましいのである。

## 10 獨 占 權

上記の如く都市に於ける電氣事業は適當なる統制の下に獨占的であるのがよい。報償契約中には事業者に事業獨占權を認めてゐるものがある。都市が電氣事業を特許する權能を有する譯ではないから獨占權を認むるといふも獨占的特許を附與するのではない。既に述べた如く都市に於て電燈電力事業を經營するには現在の技術の發達程度に於ては何うしても都市の所有又は管理する道路その他の公物を使用占用しなければならぬ。即ち市はこの使用占用權を當該報償契約當事者以外には同一の目的の營業者に對し承認せず且つ自ら一定期間同一事業を經營せざることを契約することに依つて事業者に獨占的地位を與へてゐる。かゝる意味に於て事業者に獨占權を認め得る都市は名古屋、長崎、函館及び八幡の四市である。各市報償契約書の規定を掲ぐれば左の如くである。

### 名古屋

第十三條 市ハ本契約有効期間内ハ自ら電燈電力事業ヲ經營セス又名古屋電氣鐵道株式會社カ電氣

鐵道ヲ目的トスル場合ノ外同一ノ目的ヲ營業トスル者ニ對シ第七條ニ依ル使用權ヲ認メサルモノトス

### 長崎

第四條 市ハ本契約期間内ハ自ら電燈電力供給及瓦斯事業ヲ經營セス又新ニ生スル他ノ同一目的ノ

營業者ニ對シ第一條ノ承認ヲ與ヘス

### 函館

第五條 區ハ本契約期間内ハ自ら電車、電燈及動力供給事業ヲ經營セス又新ニ生スル該營業者ニ對

シテ第一條ノ承認ヲ與ヘサルモノトス但會社カ獨占權ヲ濫用シ區ノ公益ヲ害スル場合ハ此限ニ在ラス

### 八幡

第三條 甲(八幡市)ハ乙(事業者)ノ營業期間中公衆ノ需用ニ應用スル目的ヲ以テ自ら電燈事業ヲ經

營セス又他ノ公共團體若ハ私法人又ハ個人ノ公衆ノ需用ニ應スル目的ヲ以テスル電燈事業ニ對シ前條ノ物

件ノ使用許可ヲ與ヘサルモノトス

市が契約を以て自ら電氣事業の如き公益事業を一定期間經營せざる義務を負擔することが適法なりや否やは議論の存するところである。又市がその所有又は管理する公物の使用占用を他の事業者に承認せざる旨の契約が市の權限内の行爲として有效なりや否やは法律上議論の存するところである。殊に都市が一事業者に獨占權を認めてゐる區域に主務官廳が同一目的の他事業者に供給認可を與ふる場合この問題は實際的となる。現在の實狀より推せばこの場合報償契約の認むる獨占權は蹂躪せられつゝあるやうである。茲にはこの問題の解釋に深く觸れることを避けるが、

9 道路其他の使用權。

これは速に解決することを要する我が國報償契約上の重要問題である。

函館の報償契約は事業者が獨占權を濫用する場合は獨占を認めぬ旨を規定してゐる。長崎の報償契約は獨占權の濫用を契約解除條件の一としてゐる。權利の濫用禁止が權利に伴ふ義務であることは現代社會の法律解釋の原則である。従つて獨占權を濫用する場合事業の獨占を認むべきではないことは當然である。敢てこれを明約するを待たざるこの様ではあるがこれを特に規定して置くことはいはゆる契約に依る監督を行ふ上に極めて有效である。實際問題としては何が獨占權の濫用なりやを決することが最も困難なる問題である。主要なるものとしては獨占權の濫用は不當なる料金に顯れる。但し料金に就ては公正なる料金そのものを決定することが頗る困難なのであるから、果して獨占權の濫用なりや否やを決定することは極めて困難である。然し兎に角この特約の妙味が料金をコントロールする點にあることは疑ひない。

八幡の獨占權を認めてゐる約款に就き注意しなければならぬ點が二つある。一は市が契約期間中にあらずして事業者の營業期間中自ら電燈事業を經營せざることを約してゐる點である。一は市が他の公共團體の電燈事業に對してさへも道路その他の使用許可を與へぬことを約してゐる點である。八幡の報償契約には期間の定めがなく、唯事業會社が廢業し又は事業を讓渡する場合

市が讓受到就き優先權を有するに止るから、事業者が營業を續くる限り獨占權が認められてゐる譯である。次に市が公共團體の事業に對しても道路その他の使用を承認せぬといふことは極めて強い契約である。法律上市がかゝる制限をなす權能を有するや否やは別問題としても、公共團體例へば縣の如きが公益のため事業を公營とする場合これに對して、事業經營の必須條件たる道路その他の使用を許さず結局市内に於て事業を經營せしめぬことを主として一私營會社の利益のために契約するといふことは考究を要する問題である。殊に八幡の場合は一方に於て事業者に強い獨占權を認めながら他方に於てこれに對應する公益的制限を加へてゐないから特に問題である。

## 第二節 道路その他の使用占用

### II 使用占用の物件と範圍

道路その他公物の使用占用を承認する約款は報償契約の重要なる部分である。その使用占用に供する物件は市の所有又は管理に屬する物件であつて、通常これを列擧してゐる。その中主たるものは道路である。東京市と東京電燈會社との契約々款を例示すれば

第五條 市ハ其所有又ハ管理ニ屬スル道路、橋梁、堤塘、公園其他土地工作物ニ對シ會社ニ於テ營業上必要ナ

ル電柱ノ建設或ハ地中ニ電線ノ敷設ヲ爲スコトヲ承諾ス

となつてゐる。何れの報償契約に於ても道路、橋梁、堤塘、公園等例擧すると否とを問はず市の所有又は管理に屬するあらゆる營造物及び工作物に就き事業の經營に必要な使用を爲す事が承諾されてゐる。八幡の報償契約には市がその所有する特定の土地を事業者に發電所敷地として無償にて使用せしむることを特に契約してゐる。

道路その他の使用占用の範圍は事業の經營に必要なことを限度としてゐる。道路の如き公益上極めて重要な施設の使用占用を許しこれに或程度の障害を設置する結果となるのであるからこの必要限度は嚴に守られなければならない。この必要限度には空間的に場所の範圍のみならず、時間的に使用の時日をも包含せしむる必要がある。實際問題としてはこの事業經營上必要であるといふ範圍を決定するに困難なる場合が生ずるであらう。電気工學に於ける技術の進歩、需給の消長等に依りこの必要限度に變更を來す筈である。これ等に就ては單に理論的判斷のみに據らず諸般の事情を參酌し社會的に妥當なる判斷を下すべきである。道路の使用占用は特に大都市に於て、數字に表はし難き不便と迷惑とを社會一般に與ふるものであるからこの點には十分なる統制を加へる必要がある。而してこれは維持せらるべき施設そのものに就てのみならず、施設の建設、維持、修繕の場合に就ても亦同じである。

事業者が前記土地工作物を使用せんとするときは豫め設計書を提出し市の許可を受けその命令に遵ふべきことが一般に規定されてゐる。即ちこれに依つて市は道路その他の使用占用に就き豫め監督を行ふのである。設計書に依る事前の監督も勿論必要であるが、更に建設の實際及びその後の維持修繕に關しても或程度の監督權を市に留保する必要がある。この點は將來報償契約を新に締結し又は更改する場合考慮しなければならない。小樽の報償契約は道路その他に於ける施設のため公共の使用に障害を與へ又は與ふる虞あるときは事業者はこれを修補し若くは豫防の設備を爲し猶損害を生じたるときはこれが賠償を爲すべきことを規定してゐる。

### 第三節 使用料特別税の免除

#### 12 使用料の免除

前述の道路、橋梁、堤塘、公園等の使用占用に就ては何れの報償契約に於ても使用料を免除してゐる。かゝる重要な公共の施設を無償にて使用せしめ、いはゆる使用料を徴收しないのは他方に於て報償約款が存在してゐるからである。使用料は徴收しないが、使用に因つて市に損害を

及ぼした場合には事業者はこれを賠償すべきことが規定されてゐる。猶大阪、名古屋及び長崎の報償契約は事業者がその經營上の必要に依り特に市の行爲を要求する場合にはこれが爲めに要する費用を負担すべきことを規定してゐる。道路その他の公共物を使用せしむることに依つて社會一般の受ける障害、無形の損害には賠償の途がない。然し道路その他を使用せしむることに依り市の受くる如實の損害は明確に算定することを得、これを賠償すべきことは當然である。いはゆる使用料の免除の中に市がかかる負擔をも自ら負ねばならぬことは含まれてゐない。同様に事業者が事業經營上市の施設の變更修繕等市に特別の行爲を要求する場合これが爲めに要する費用を事業者が負擔するのは亦當然である。かかる約款の存在を以て直ちに事業者にその負擔に於て市に特別行爲を勝手に要求し得るものと解すべきではない。特別行爲の要求に就ては市は公益上の觀點より十分の監督を加へなければならぬ。

市が道路その他の使用を許す場合これに依つて生ずる市の負擔を事業者に於て負ふべきことは一般に報償契約に規定されてゐるが、市の協力に依り又市の既設の施設の利用に依り事業者が特に利益を得る場合に就ては何等の規定がない。例へば橋梁その他市の工作物の使用に就ては使用料を免除すとあるが、これ等を使用する程度に至らず單に利用するに止る場合、又市との共同工

事に依つて事業者が特に利益する場合に就ては規定されてゐない。かかる事業者の特別利益を如何にすべきかは將來報償契約に於て考慮すべき問題である。

### 3 特別税の免除

報償契約は事業に對する課税を一般市税のみに限り如何なる名義を以てするを問はず特別税を賦課せざることを規定してゐる。大阪の報償契約は一般に賦課する市又は區の公課は免除せざることを規定してゐる。特別税の免除も亦他方に報償約款に依る公納金が存在してゐるからである。報償契約の生れて來なかつた以前には諸都市に於て電柱税、電路税等の賦課が存してゐたし又現在に於ても報償契約の存在しない區域に於ては特別税の賦課が行はれてゐる。明治二十七年大阪市會は電柱課税問題を討議して遂に一本一ヶ年五十錢を課税することを決議した。これが我が國に於ける最初の電柱課税である。翌二十八年には東京府會も亦電柱課税を決議した。その後多くの公共團體は財政の膨脹に伴ひ新財源として電氣事業に對する課税を行つて居る。大正十五年度地方財政概要に依れば電柱税を課してゐる府縣數は四十二、その税額は百十七萬三千八百二十五圓である。これに對して更に市町村が附加税を課してゐる。報償契約の生れて來た抑々初は使用料及び特別税の問題からである。従つて現在報償契約の存在してゐる都市に於ては何等の特別

税も課してゐない。大正元年締結された東京市と東京電燈株式會社との間の報償契約は「現ニ賦課スル電路税ハ明治四十五年四月一日ヨリ課税セス」と規定してゐる。租税として賦課する特別税と報償として納付せしむる公納金とはその性質を全然異にするのみならず、賦課の基準を全く異にしてゐる。租税として賦課せらるゝ特別税に就てはその賦課の有無、税額の多寡、課率の高下等は總て公共團體の財政上の問題であつて、その財政状態を基準として決定せらるゝ問題である。報償金は主として公益事業に對する公益的財政的制限の問題である。従つてその報償率は都市の財政状態を基準として決定せらるべき性質のものではない。反對に事業者の財政状態を基準として決定せらるべき性質のものである。特別税の賦課は勿論公益事業に對する財政的監督を目的とするものではないが、公益事業本來の性質より見て適當ではない。公益事業の財政的監督を達成するために補償の意味以外に獨占利益制限の意義を有する財政的制限としての報償金制度を可とする。事業者がその施設を建設し又は修繕する場合道路の舗装等を破壊する。この場合に就き報償契約に別段約款はないが、都市は他の規定を以て事業者に原狀回復又は經費負擔の義務を負はしめてゐる。電路税の如き特別税は免除されても、かゝる場合の原狀回復の義務又は一定の經費負擔の義務を事業者が負ふべきことは當然である。

10 「都市問題」第二卷七二五頁「公益事業に對する課税」参照。

## 第四章 事業者の負擔

### 第一節 報 償 金

#### 14 報償金の性質

報償金は契約が報償契約と一般に稱されてゐる位約款中に於て重要な問題である。我が國に於ける報償契約は既に述べた通り名實共に報償の問題から生じて來た。電柱税、電路税等の特別税に因る事業者の負擔は年を追ふて増加した。この現象は大都市に於て殊に著しかった。財政の膨脹に依つて財源の涸渇を痛感するに至つた地方公共團體、特に現代都市施設の爲めに多額の資金を要する都市が茲に新財源を求めたのは寔に自然の歸趨であつた。然し事業者にとつては事業擴張期に當面し收益の如何に拘らず特別税の負擔を遞増せしめられることは非常な苦痛であつた。例へば事業者が當初暫くは採算上不利なる區域へ事業を擴張する場合にも特別税は一率に賦課せられる。従つて特別税の賦課は場合に依り事業者に對し頗る酷であるのみならず、事業の普及發達を期する點より觀ても適當ではない。即ち事業者側は遞増する特別税等の負擔を避けることを

得、都市側は不適當な特別税の賦課を廢して然かも財源を失はず、兼ねて契約に依る監督を行ふことを得るといふ兩者にとつての利害の一致から茲に報償契約が生るゝに至つたのである。報償率算定の基礎は大體從來の特別税等の負擔額を目安とされた。後に締結された契約は初期の大阪、東京等の約款を參考として作成されたものである。我が國報償契約に於ける報償金算定率の決定は全く合理的基準に據つたものではないといふことが出来る。何となれば算定率決定の目安とした特別税等の負擔そのものが地方公共團體の財政状態に左右されたものであつて必ずしも社會政策的に觀て合理的なものではなかつた。事業者は特別税その他公負擔の不確定なる逐年の増加に不安を感じ、當時の特別税の負擔よりは稍々重いものではあつたが報償契約の報償約款まで讓歩したのである。報償金は前に述べた通り特別税とは全然性質を異にし事業の成績に依つてその多寡は左右される。従つて報償金の制度は事業に對する財政的監督、特に事業の獨占利益制限の法の一と考へることが出来るのである。然し我が國の報償金算定率の決定は大體當時に於ける事業者の公負擔を目安としたものであるから實質的には特別税の賦課徴收と大差ないのである。

電気事業、瓦斯事業の如き公益事業を公營とする場合茲に一般的財源を索むることが不可であることに就ては殆んど議論の餘地が無いやうである。將來公共團體が純營利事業の企業者となる

が如き場合は格別、少くとも公益事業の範圍内に於てはこのことはいひ得る。何となれば公益事業は料金の低廉、サービスの優良及び普遍を理想とするものであるから、實際上公益事業が公營されてゐる場合には通常特別會計として一般會計と引離し獨立せしめられてゐる。この特別會計より一般會計に多少の繰入れが行はれてゐる場合もあるが（例へば東京市電気事業特別會計より一般會計への繰入れ）、それは沿革的慣行に基くものであつてこれを目して一般的財源を索めてゐるとはいひ得ないのである。公益事業は何處までもその社會的意義と價值とを認識して本然の使命を辿らなければならない。公益事業公營の場合これに一般的財源を索むべきでないといふ原則是又報償契約に於ける報償金の問題に適用出来る。即ち公共團體が事業者の報償を單純に財源として考へこれに處するならば、それは公益事業の本質に反することである。報償を單なる収入目的の爲めの報償としてはならない。若し報償を單なる収入目的とし、より多く事業者に報償せしむることのみを企圖するならば、事業者はより多くの報償に依つて失ふところを不廉の料金又は粗悪のサービスに依つて補填するであらう。結局負擔は一般社會の需用者に轉嫁されるのである。かゝる事象が公益事業政策の採るべからざるところであることは言ふを俟たない。報償が公共團體に収入を招來するといふことは單なる事實たる結果である。報償制度本來の目的はこれ

に依つて事業に財政的監督を加へんとするにある。故により報償制度は公共團體により多くの收入を齎す方法ではなくして事業者により有能な統制を加へる方法である。報償金の性質は公益上の立場よりかく観じなければならぬ。報償金の主眼は特許料とか使用料とか損害の補償とかにあるのではない。これは應々にして誤解され易い。報償契約の實際に於ても亦報償金の眞意義の徹底を缺くと看らるゝものゝ在ることは頗る遺憾である。

#### 報償金の算定方法と報償率

各報償契約は何れも報償約款を包含してゐるのであるが報償金の算定方法と報償率とに就いては契約に依り相異がある。報償金の算定方法は左の四に分つことが出来る。

- (一) 純益金の何分かを納付するもの
- (二) 總収入の何分かを納付するもの
- (三) 一定年額を納付するもの
- (四) 一時金を納付するもの

大多數は純益金を算定の基礎としてその何分かを納付すべきことを規定してゐる。總収入を算定の基礎としてゐるのは大阪と横濱の報償契約のみである。一定年額を納付するもの及び一時金を納付するものは全く例外であつて、前者は熊本、後者は福岡の場合である。

報償金の算定方法は右の如くで、算定の基礎としては純益金に據るものと總収入金に據るものがあるのであるが、その報償率に至つては各契約夫々異つてゐる。而して純益金が所定の配當率以上に配當を爲し得べき場合にはその超過額に對し更に別に納付方法を定めてゐるのが普通であつて、その報償率が亦夫々異つてゐる。又利益配當が何割以下ならば純益の何分、何割以上ならば純益の何分としてゐる例もある。此の如く報償金の算定を配當率と牽聯せしめてゐるところに報償制度が事業に對する財政的監督、特に獨占利益制限の一方法であるといふ性質が看取される。報償約款の概要を各市別に掲ぐれば左の如くである。

#### 東京 一、純益金の百分の六

二、配當年率一割迄のときは百分の五半

#### 大阪

一、總収入金年額壹百萬圓未満の場合

其の千分の三十六

二、同壹百萬圓以上壹百五十萬圓未満の場合

其の千分の四十二

三、同壹百五十萬圓以上の場合

其の千分の五十四

#### 名古屋

一、純益金の百分の五

横濱

- 一、實收年額五百萬圓迄の額に對しては 百分の五
- 二、同年額五百萬圓を超過する額に對しては 百分の四
- 三、同年額七百萬圓を超過する額に對しては 百分の三
- 四、同年額九百萬圓を超過する額に對しては 百分の二

長崎

- 一、純益金の百分の四、但最低額七千五百圓
- 二、納付金、積立金、賞與金を控除し純益が投下資本に對し年一割二分を超過する場合 其の超過額の四分の一

廣島

- 一、純益金より積立金として其十分の一に相當する金額及會社の拂込株金に對し年率壹割の割合に相當する金額を控除し尙剩餘金あるときは其剩餘金の三分の一に相當する金額を會社布設線路の總延長數に割當て市内の總線路に對する金額

函館

- 一、純益金の百分の三（電車營業）
- 二、純益金の百分の四（電燈及動力供給營業）
- 三、純益金が電車又は電燈及動力供給事業の營業期末建設工事費及貯藏物品代價の合計額に對し年率百分の拾五を超過するときはその超過額に對する法定準備金最低額を差引たる超過殘額の三分の一

分の一

熊本

- 一、毎年度四千圓（大正十三年更正）

福岡

- 一、金拾貳萬五千六百圓

岡山

- 一、純益金の百分の三
- 二、純益金より納付金、拂込資本額に對し年壹割貳分に相當する金額及法定積立金を控除し尙剩餘金ある場合 其の剩餘金額の四分の一

小樽

- 一、純益金の百分の四、他會社が市内に電氣を供給するに至りたるときは百分の三
- 二、純益金が小樽市に於ける建設費及貯藏物品代價の合計額に對し年率百分の十五を超過するときは其の超過額より法定準備金最低額を差引たる殘額の三分の一

八幡

- 一、資本金に對する純益金壹ヶ年壹割以下なるときは純益金高の百分の五
- 二、同上壹割以上なるときは壹割迄に對しては純益金高の百分の五、壹割以上の分に對しては同百分の七

報償金の算定方法と報償率とは右の如く各都市毎に異つてゐる。以て如何にこれに關して一定

の合理的妥當の原則が確立してゐないかが視へるのである。純益金又は總收入金を計算の基礎としてゐる場合それは當該市内の營業に就ての純益又は收入である旨を規定してゐる。例へば長崎に就ては東邦電力株式會社の長崎營業所の總益金から同所總損金及び法定積立金の長崎營業所分擔額を控除した益金の百分の四に相當する金額を報償金として市に納付すべきことが規定されてゐる。唯例外は東京市に於ける報償契約である。市と東京電燈株式會社との報償契約第八條には會社カ東京府外ニ於テ將來新ニ事業ヲ開始シタルトキハ其營業ノ損益ハ第二條(報償約款)ノ計算ヨリ除外スルモノトス

前項ノ計算ハ總益金ニ比例シテ定ムルモノトス

と規定してゐる。即ちこれに依れば東京電燈會社の報償金算定は東京府内の營業に準據してゐるやうである。東京府内の營業といつても殆んど市内の營業が全班を占めてゐた舊時代であれば格別、一般的に事業の普及せる今日に於て市に對する報償金算定の基準を府内の營業に置くことは全く不合理である。報償金が特別税の性質のものではなく事業に對する財政的監督の一方法であるといふ點より見れば、一應はこの營業區域の問題は重要視するを要せぬ様に思はれるが、區域を別にし公共團體を異にすれば勢ひ事業對社會關係に於て經濟的に著しく相異なるものあり、報償

契約はその各地方々々の事情を正確に反映することを特色とするのであるから、前記東京市の場合は報償契約の本質上よりいふも背理であるといふ非難を免れない。長崎の報償契約の如きは「會社カ長崎市外ニ涉リ電氣及瓦斯事業ヲ經營シ之ヨリ生スル利益ニ對シテハ市ハ報償金ヲ徴收セス」と特に規定してゐる。

### 16 納付時期

報償金の納付時期はその算定方法の異なると同様に異なつてゐる。純益金を算定の基礎とするものにあつては決算期毎に一定期間内に納付することになつてゐる。その納付時期は東京は決算後三十日以内、名古屋は決算認定後十五日以内、長崎は株主定時總會結了後七日以内、廣島は株主定時總會後一週間以内、函館は納付金額通知の日より十五日以内である。岡山、小樽及び八幡は單に毎決算期に納付すべきことを定め納付期限を附してゐない。大阪の報償契約は毎年九月三十日に終る前一ヶ年間に於て大阪市内全體に供給した電力より生ずる總收入金額を基礎とし毎年十一月三日限り市に納付すべきことを規定してゐる。横濱に於ては會社は毎年前決算期一年間に於ける横濱市内の電燈料、電力料の實收額を一月二十日迄に市に届出で、これを標準として計算した金額を翌年度の報償金として毎年度四月、七月、十月、一月に於て各その一部を納付するこ

とが定められてゐる。横濱市の區域が擴張した場合にその新編入地域より収入する電燈、電力料料に對する報償金に關しては更に協議すべきことが規約されてゐるから、先般隣接町村合併に依つて新に編入された區域の分に就ては新に協定されるであらう。

既に述べた通り毎年一定額の報償金を納付する熊本の場合は全く例外であるが、これは六月十月の二度に半額宛市に納付することになつてゐる。報償金は大正十年の更正に依れば毎年三千二百圓であつたが、大正十三年には四千圓に更正された。報償金は契約第一條但書に依つて三箇年度毎に協定されることになつてゐる。前に金澤市と金澤電氣瓦斯株式會社との間にあつた報償契約も毎年一定額の報償金を納付すべきことを規定してゐた。即ち會社は大正七年度より十一年度に至る五箇年間は毎年度金一萬五千圓を市に納付し、大正十二年度以後は會社の營業狀態に依り更に納付金額を協定することになつてゐた。但し一萬五千圓を最低額としこれより下ることなき旨が規定されてゐた。明治四十三年八幡電燈株式會社が九州電氣軌道株式會社と合併の際市と契約して明治四十三年より明治四十七年迄五箇年間は前記報償約款に依る納付金を毎年六百四十圓としこの五箇年分合計三千二百圓を合併と同時に市に前納し明治四十八年以後は前約款額通りに計算納付することとした。

福岡の報償契約第一條第一項は「乙(事業者)ハ甲(市)ニ對シ博多停車場吳服町間及縣廳前水茶屋間ノ道路使用ノ報償トシテ金拾貳萬五千六百圓ヲ甲ニ納付スルモノトス」規定してゐる。これに依れば報償金が道路の使用料であることが明示されてゐる。報償金の納付方法は會社營業開始後參箇年間は据置き參箇年後向ふ拾四箇年間毎年金八千九百七拾貳圓也宛(但終年は八千九百六拾四圓)を各年六月二十五日と十二月二十五日の二期に分ち納付される。猶契約第二條はこの報償金が満期完納の後に至り事業者の營業が相當の収益ある場合はその収益の幾分を報償金として市に納付すべきことを定めてゐる。これは相當の収益ある場合といひ収益の幾分といひまことに紳士の協約である。この規定に依る報償金は使用料ではなくして全く市に對する謝禮である。何となれば事業者の營業成績如何に依つて左右される不確定なる報償を一定道路の使用料とは考へ得られなから。第一條の報償金も使用料と考へず謝禮の意味に解するのが本當であるかも知れなから。

### 17 純益金と超過益金

純益金を報償金算定の基準としてゐる場合は純益金とは何であるかを規定してゐる。純益金とは大體各決算期に於ける總益金より總損金を控除したものはあるが、各報償契約間に多少の相

異がある。各契約の純益金に關する約款を左に摘記する。

東京

- 一、純益金は總益金より總損金及び減損補填金を控除したる額。
- 二、總損金中には各種積立金及び賞與金その他之に類する支出を包含しない。
- 三、減損補填金は總益金より總損金を控除したる額の百分の十五を超過するを得ない。
- 四、各種積立金及び賞與金その他之に類する支出は通じて報償金を控除したる殘餘の百分の十五を超過するを得ない。

名古屋

- 一、純益金は總益金より總損金及び法定積立金を控除したる額。
- 二、法定積立金の控除は會社が資本の四分の一に相當する準備金を有するに至るときは之を停止する。

三、會社重役の賞與金は總損金中に算入しない。

長崎

- 一、純益金は會社の長崎營業所總益金より同上總損金及び法定積立金の長崎營業所分擔額を控除したる額。
- 二、總損金中には別途積立金及び役員賞與金その他之に類する支出の分擔額を包含しない。
- 三、總損益金中固定資本償却金の分擔額は長崎營業所に投じたる固定資本金額千分の十五を越ゆる

ことを得ない。

四、總損金中固定資本償却金の長崎營業所分擔額は會社固定資本金額に對する長崎營業所固定資本金の按分割合を以て之を定め本社費（營業稅、所得稅、支拂利息、報酬、諸係費）の長崎營業所分擔額は會社總收入金額に對する長崎營業所總收入金額按分割合を以て之を定める。

五、法定積立金は會社の總益金より總損金を控除したる殘餘の百分の五を超過するを得ない。

六、法定積立金の控除は會社が資本の四分の一に相當する積立金を有するに至るときは之を停止する。

函館

一、純益金は總益金より總損金を控除したる額。

二、總損金中には各種の積立金及び賞與金その他之に類する支出を包含しない。

岡山

一、純益金は總益金より總損金を控除したる額。

二、總損金中には各種の積立金及び賞與金その他之に類する支出を包含しない。

小樽

一、純益金は總益金より總損金を控除したる額。

二、總損金中には各種の積立金及び賞與金その他之に類する支出を包含しない。

八幡

一、純益金は總益金より總損金を控除したる額。

一、總損金中には各種積立金及び賞與金並器械償却代その他に類する支出を包含しない。

各契約が諸積立金賞與金その他に類する支出を總損金中より除外してゐるのは、事業者がかかる項目の支出に隠れ表面上純益率を低下し因つて報償額を不當に尠少にして免れんとするのを防止するものである。積立金の控除及び減償償却金額に限度を設けてゐるのも同様の理由に出でてゐる。即ちこれに依つて一方に於ては不當に報償額の低減するのを防ぐと同時に他方に於ては事業者が過當に利益を壟斷するのを防いでゐる。

超過益金に就ては別に報償率を定めその報償の割合を特に多くしてゐることは「報償金の算定方法と報償率」の項に於て述べた通りである。この特別報償は普通報償より更に事業者の利益獨占を制限することを目的としてゐる。然し幾許の利益以上を超過利益とするかは各契約夫々その定むるところを異にしてゐる。此處にも亦一定の原則のないことが知られる。原則はないにしても兎に角超過益金に就て特別報償の定めてあることはその定めなきに優ること萬々である。この點に於て東京及び名古屋の報償契約は非公益的であるといふ非難を免れない。然しながら翻つて報償金の本質を考ふれば、それは収入目的のものではなく事業に對する財政的監督方法の一である。従つて報償金は之をより多く納付せしむることを理想とするものではなく、より良く財政的

東京市政調査會

統制を加ふることを使命とすべきものである。従つて超過利益は多く報償せしむる代りに料金の低下、サーヴィスの改善及び普及に振り向くるを以て合目的といはなければならぬ。この意味に於て現在我が國に存する最も公益的な方法としては東京の瓦斯事業報償契約に規定されてゐるスライディング・スケール法を推さなければならぬ。これに就ては瓦斯事業報償契約を検討するに際して述べることにする。將來超過益金に關しては特別報償の代りに何等か公益事業政策上適實な處置が講ぜられなければならないと思ふ。

## 18 アメリカ合衆國の例

アメリカ合衆國に於ける Franchise は概して報償問題を主眼としてゐないやうである。我が國の報償契約はその名の示す如く報償問題が中心であつて多くの約款がこれに關聯してゐる。アメリカの Franchise は料金工作物等に就ての監督權を市に留保することを寧ろ主眼としてゐる。アメリカに於て特許の附與に關し市政に屢々腐敗の生じたことは人の知るところである。現代都市の科學的施設を市政諸般に亘つて誇り得るアメリカもこの點に關しては天下に恥ぢなければならぬ。アメリカに於て公益事業委員會の如き多くの特殊監督機關が生じ現在に於ても猶公益事業監督の必要が識者の間に叫ばれてゐることは如何にアメリカに於て公益事業の統制が適實に行は

れてゐないかを物語つて居る。従つてアメリカの Franchise を採つて必ずしも範とすることは出来ないのであるが、いはゆる報償を中心とし報償そのものを目的とすることなく、料金その他の監督に依つて事業に財政的統制を加へるといふ行き方は参考としなければならぬ。契約期間の節に掲げた Franchise に就き報償規定を摘記すれば左の如くである。

特許者	被特許者	報償方法及報償率
ジャージー・シテイ	ジャージー電燈會社 ミネーチュアル・ベネフィット電燈電力會社	二萬五千弗 總収入の百分の五
ソート・レーキ	ロバート・ユム・デオンズ ユタ電力會社 マンリー、カーチス	特別税賦課權を市に留保す 五萬弗 一、最初五年 總収入の百分の一 二、次の五年 同 百分の二 三、殘期間 同 百分の二 但第一年一千弗、第二年二千弗、爾後三千弗を下るを得ず
ナツシユウェイ	グレート・ホールズ電力會社	一、市域内より得る總収入の五萬弗までに對しては年百分の二 二、百萬弗を超ゆる額に對しては年百分の三
ロックフォード	ロックフォード電氣會社	一、九萬四千弗を超ゆる電燈總収入額の百分の二 二、他會社が報償率を低下せしむれば本會社のこの報償率も低下せしむる

ウイチタ	デニー・オー・デウィッドソン	一、總収入の百分の一又は 二、投下資本に對し一割を超過する純益の十分の一 何れをとるか市が選擇權を有す
グラント・ラビッツ	グラント・ラビッツ・マスケゴン電力會社	年額五百弗
アトランタ	サウザン電燈電力會社	一、最初二十ヶ年間はフルトン・カウンティに於ける總 二、收入の百分の二 三、終十箇年間は百分の三
コランバス	イリスト・コランバス電熱電燈會社	一、斷えず市收入役に二百五十弗を供託す 二、右は會社懈怠の場合の代執行費に充當す
デンバー	コロラド・エディソン電燈會社 デンバー電燈電熱電力會社 デンバー瓦斯電氣會社	二萬五千弗 五千弗 百萬弗、但特許の在續中年四回、毎回一萬二千五百弗八十回の濟崩しにて納付す
シカゴ	コンモン・ウェルズ電氣會社	特許の日より五箇年經過後は總収入の百分の三を納付す

アメリカに於ても報償方法及び報償率に就き一定の基準は存在してゐない。報償方法には(一)總収入を基準とするもの、(二)毎年一定額を納付するもの、(三)一時金に依るもの、三種がある。純益金を基準とするものはないことは我が國の報償と異るところで注意するを要する。一定

額の供託を爲してゐるのは報償とは看做し難く通常の保證金制度である。總収入を基準とするものにあつてもその報償率は百分の一乃至百分の五であつて、一定の原則はない。これ等の條件が如何に合理的科學的討究に依らず、單に當事者間の樽俎折衝に於ける妥協に依つて決定せられたかが視はれる。事業の發達程度その他各地方の實情等に依り報償に多少の相異の存すべきことは思考せられるのであるが、アメリカに見るやうな大きな開きは何うしても合理的とは考へられない。唯アメリカに於ける報償が事業初期にこれを免除し又は事業年次に依り報償率を異にし漸次加重してゐる點は注意するを要する。

### 19 報償方法の批判

報償契約が報償方法として、(一)純益金を基準とするもの、(二)總収入金を基準とするもの、(三)一定年額によるもの、(四)一時金によるもの、四種あることは既に述べた通りである。今これ等四つの方法の得失を考へる。純益金を基準とするものにあつては、利益の幾分を納付せしむるものであつて利益が無ければ報償は無いのである。利益が少なければ報償の薄いことも勿論である。従つて事業者の獨占利益を制限する方法としての報償は純益金を基準とすることが一見頗る合理的のやうである。然し乍ら不幸にして多くの事實はこれを裏切つてゐる。正確な事業純益

を見出すことが會計上頗る困難であることは言ふを俟たない。同時に事業者がその利益を隱匿することは極めて容易であり、これを他の者が發見することは極めて困難であることは屢々事實が雄辯に物語つてゐる。報償約款は純益の算定に種々の制約を加へてはゐるが、公正なる純益が見出されるといふことは所詮覺束ない。アメリカの報償契約に於て純益金を基準とする報償方法の存在しないのは公正なる純益を見出すことが理論上困難であるといふ理由と利益隱匿が容易であるといふ事實に基いてゐる。この意味に於て純益を基準とするのは事實上適當の方法ではない。

これに反して總収入金を基準とするのは適當であるといはれてゐる。總収入に就ては正確なる數字が容易に得られる。且つ總収入額を胡麻かすといふことは事實極めて困難である。従つて總収入金を基準とする場合は計數が正確であつて不正の行はるゝ餘地が殆んどないから純益金を基準とする場合よりも遙かに公正が保たれる。唯總収入金を基準とする場合は事業者に利益の有無に拘らず報償せしめる。これは事業者が相當の企業利益を收め得る場合はいはゆる獨占利益制限の一方法となつて差し支へはない。然るに事業が相當の利益を擧げ得る程未だ發達しない場合には制限すべき利益そのものが存在しないのであるから報償は全く存在の理由を有せない譯である。従つて利益のない場合の報償は事業者の負擔を加重するのみで結局は料金を通して社會一般の

需要者が搾取されることとなる。故に總収入金を報償の基準とするに當つては特に事業の發達程度を考慮する必要がある。一般に電気事業の如き公益事業は多額の資本を固定化することを必要とする關係上その開發の初期に於ては比較的利益率は低い。又事業が發達して供給が相當普遍すれば利益率の遞増は停止する。寧ろ投資と収益の比即ち利益率の最も高い點は事業が極度に膨脹普遍した時ではない。其處迄到達しない迄の或點である。この事は事業の實際が立證してゐる。即ち事業者は屢々利益率の低い方面への擴張を欲しない。然し公益事業はその本質上成るべく供給を普及すべき筋合のものであるから場合に依つては強制的にさへ供給を擴張せしむる必要がある。然るに總収入金を基準とする累進的報償率はこの擴張を阻止する虞がある。總収入金額に據る報償方法は適當ではあるが、かゝる事業發達過程を考慮して適當に按配しなければならぬ。一定年額を報償せしめる方法は簡單ではあるが合理的ではない。所定年額を事業に對する特別税その他公課の合算とするならばそれは報償金の性質上全然その行き方を誤つてゐることは既に屢々述べた。若し又所定年額が總収入金額又は純益金額を基準として算出したものであれば、寧ろその元の方法に據ることをより適當とする。事實上は熊本の場合の如く三箇年毎にその額が更正されるのであればこの方法に據つても大なる不都合を生じないであらう。然るにこれがگران

ド・ラビッツの場合の如く年額五百弗が特許年限二十年の久しきに亘つて行はるとすればそれが如何に不都合な結果を生ずるかは火を觀るよりも明らかである。此の如き長期に亘る一定年額の報償方法は絶対に避けなければならない。報償として一時金を納入せしむる方法はそれが濟崩的に分納される場合であつても宛も特許權の賣買と一般である。特許の賣買又は單なる寄附であれば一時金は明瞭でよい。然し公益事業の報償方法としては全く不適當である。報償金は度々繰返すことではあるが一面に於て特別税使用料等の如きに代ると同時に事業の獨占利益を制限する一方法である。報償金の主たる使命は寧ろ後者に置くべきである。然るに一時金は單に事業者の負擔を増加するに止り、事業者はその負擔を料金を通じて需用者に對する轉嫁を急ぎ結局それだけ料金が高められ、毫も獨占利益制限の効果は無いのである。

現在報償方法としては總収入金額を基準とするのが先づ妥當なる方法と考へられるのであるが將來は公益事業政策並に報償金の本質に鑑み更に適當な方策が考究されなければならぬ。同時に報償率に就ては經濟界の現實の推移に順應し其處に何等かの原則が發見されなければならぬ。

## 第二節 公用料金の割引

## 20 公用の範圍

報償契約に於ては一般に市の所有又は管理に屬する道路、橋梁、公園その他市所有物件に對する供給料金は普通料金より割引せらるべきことが規定されてゐる。これが規定されてゐる報償契約は東京、大阪、名古屋、横濱、長崎、函館、熊本、岡山、小樽及び八幡の契約である。割引さるべき公用の範圍は市の所有又は管理に屬する營造物その他市有物件に對する供給と列舉的に規定してゐる場合と一般的に市に對する供給と規定してゐる場合とある。通常は道路その他の使用占用の場合と同様に列舉主義に據つてゐる。東京、名古屋、横濱、函館、熊本、小樽及び八幡はこれに屬してゐる。この中横濱の契約は「市ノ所有シ又ハ費用ヲ負擔セル市内ノ道路、橋梁、堤塘、公園、公設便所、萬治病院、隔離所、消毒所、療養院、救護所、職業紹介所、託兒所及兒童相談所ニ點火スル市ノ支出ニ係ル電燈料」と明確に限定的に規定してゐる。名古屋の契約は市の所有又は管理に屬する道路、橋梁及び營造物その他市有物に對する料金の外に市の補助する事業等に對する料金をも包含してゐる。猶市の水道に要する電力に就ては別に割引を規定してゐる。八幡の場合は「町役場其他甲(市)ノ指定スル場所」に於て一定量の無償提供が規定されてゐる。

大阪の契約は「市カ自家用又ハ公共用ニ使用センカ爲メ會社ノ電力ヲ需用スル場合ノ料金」と規定してゐる。長崎の契約には單に「市ニ供給スル電燈電力及瓦斯料ニ限リ」とある。公用の範圍は列舉主義に依るよりもかく一般的に規定するのが適當である。通常新に生ずる市有又は市の管理に屬する施設は其他といふ中に包含されるが、横濱の場合の如く限定的に列舉するときは將來生ずる同種の公共施設であつて當然供給料金の割引せらるべきものも排除されることとなる。かかる偏頗又は差別は理論上亦實際上努めて避けなければならぬ。

公用の範圍は市の自家用及び公共用を限度とし少くとも供給料金が市の負擔となるもの、外には出でぬやうである。唯名古屋に於ける市の補助する事業等とあるは何の程度迄か頗る不明確である。アメリカ合衆國に於ては病院、慈善團體、圖書館その他社會事業に對する供給料金の割引を規定してゐる例が屢々見られる。我が國の報償契約は未だこゝまで廣く及ぼしてはゐない。社會政策的見地より又公益事業の本質上この方面の擴張は十分考慮に値する問題である。

## 21 割引率

公用電氣料金が普通料金に比し割引されることは前述したが、その割引率は左の如くである。

東京	二割	名古屋	三割
大阪	最低二割	滿三箇年後 市水道用	四割
			四割

横濱	二割五分	熊本	五割
長崎	三割	小樽	二割
函館	二割	八幡	一定量無償

熊本の契約は供給料金の割引の外にその取付に要する諸費に就ても總て普通料金より三割を引くべきことが規定されてゐる。八幡の場合は例外であつて、事業者は営業期間中電燈數三十個燭力通じて三百燭光を無償にて市に使用せしむべきことが規定されてゐる。但しその爲めに二十五間以上の電線路を要する場所に在つてはその二十五間より延長する架線に對する費用は市が負擔することになつてゐる。割引率は契約に依り二割乃至五割の大きな相異があることに依つても知らるゝ如くこの間に一定の原則はない。公用料金を何故に割引かねばならぬか又何の程度に割引すべきかに就ては相當議論が存するであらう。我が國に於ける割引の慣行は恐らく市に對する單なる謝禮の意味合ひに過ぎぬであらう。無償提供の場合はこのことは明かである。若し市に對する實費供給であるとすれば割引率の間にかゝる大なる差異は存在し得ない筈である。市が道路その他の使用占用を承認するに對する謝禮としての割引は全く存在の意義と價値を有しない。何となればかゝる割引に依つて不當に失ふところは結局普通料金に於て回収される。即ちたとひ影響

は僅少であつても、それだけ普通料金に響く譯である。割引の原則が公正なる實費主義に據るとすればそれは有意義である。公共用の供給を實費を以て提供するといふことは寔に社會政策、公益事業政策の要求に合致せることである。然も普通料金に影響を及ぼすことは殆んどないであらう。將來街路照明その他公共用に使用する範圍の益々擴大することは明かであるから實費主義に依る割引の原則を確立することは極めて必要である。勿論實費主義に依る場合には先づ實費そのものゝ算定に就き十分研究を遂げ一定の法則を立てなければならぬ。公益事業に對し數量の不確定なる負擔を加へることは理論上亦實際上頗る不可とされてゐるのであるから、公用料金の漫然たる割引、不確定量の無償提供の如きは絶對に避けなければならない。

### 第三節 料金の制限

#### 22 料金制限の重要性

公益事業に於て最も重要な問題は料金の問題である。公益事業と社會一般の需用者とを相結合し相干せしむるものは料金である。レイモンドに依れば公益事業とは社會が公共福祉のため必要であり又は望ましいと思惟するサーヴィスを社會に提供することを企圖する公私の企業であつ

て、その提供は一般に適當なる社會的職能と考へらるゝものである。即ち公益事業たるの要素は事業の性質そのもの、中に存するのではなくして、寧ろ事業對一般社會の關係の中に存するのである。<sup>11</sup>而してこの間に連鎖を爲すものが料金である。公益事業が公益事業として十分效果的にその職能を發揮しつゝありや否やは主として料金如何に懸つてゐる。社會一般が低廉なる料金を以て優良なる供給を希望することはいふまでもない。然るに既に述べた如く公益事業はその性質上獨占的傾向が強し、獨占權をさへ認められてゐる。従つてその供給料金は一般商品の價格の如くいはゆる自由競争に依つて調整されるといふことがない。偶々公益事業に競争の存する場合には一時的現象として頗る不合理な料金が出現することがある。かゝる場合の料金が極めて低廉で事業者が採算を度外視したものであつてもそれは永い眼で視れば決して望ましいことではない。公益事業に於ては競争に依つて公正なる料金の調整を期待することは出來ないのである。さりとて獨占性の強い公益事業の料金決定を自由放任主義に據らしむるならば營利事業としての私企業者は必ずや獨占價格を恣にするであらう。茲に料金統制の必要が存するのである。報償金その他財政的制限は事業獨占利益制限の方法としては寧ろ間接の方法である。これに反して料金の制限は獨占利益制限の直接方法である、最も力強い方法である。

現行電氣事業法の制定に際し電氣料金を届出制とすべきか認可制とすべきかに就ては貴衆兩院に於て意見を異にし、衆議院は政府が料金の規定に干渉するのは不穩當である事業者と需用者に一任して差支へなしとして認可制を否認し、貴族院は公益上より認可制を主張した。結局同法第六條の妥協規定に依り現行電氣事業法が生るゝこととなり認可制は採用されなかつた。電氣事業者は電氣供給規程届出規則に依り供給料金を届出さへすればよいのである。従つて電氣事業關係法規に依つて料金を十分に監督することは頗る困難な事情の下にある。茲に於てか報償契約がこの方面に有能な適實な統制を加ふることが極めて必要なのである。然るに我が國の報償契約はいはゆる報償を中心として料金監督の問題を深く考慮してゐない。將來の報償契約は特に料金の監督に留意しなければならない。

### 23 料金の制限

東京、廣島、熊本及び八幡の報償契約には料金に關しては何等の規定がない。料金に關して規定してゐるものでも多くは料金の引上又は引下を爲さんとする時は豫め市の承認を得べきことを規定してゐる程度に止つてゐる。名古屋の契約は事業者が將來電燈及び電力料金を引上げんとするときは市の承認を経べきこと及びこの外電燈、電力料を變更したときはその都度市に報告すべ

<sup>11</sup>「都市問題」第一卷第六號「公益事業會社の配當制限と資本化」參照。

きことを規定してゐる。長崎の契約は事業者が長崎營業所に於ける電燈電力及び瓦斯代金の引上又は引下を爲すとき、函館は電車、電燈及び動力料金の引上を爲さんとするとき、福岡は乗車賃を定め若くは之を變更せんとするとき、小樽は電氣料金の引上を爲さんとするとき夫々豫め市の承認を得べきことを規定してゐる。

大阪の報償契約は事業者(宇治川電氣株式會社)が電氣供給規定を變更して大阪市(將來市に編入せられたる場合はその地域を含む)内全體に於ける電力需用者の負擔を増加せんとするときは主務官廳に届出づるに先ち豫め市の承認を受くべきことを規定してゐる。但し市の動力用電力料金が會社の料金率より高率なる場合には會社はその料金率を市の料金率迄引上げて市の承認を経るを要しない。會社は主務官廳に届出でたる電力供給規定をその都度市に届出でなければならぬ。猶會社は大阪市内全體に對し電力を供給する變電所に於ける供給最高電力(市に供給した電力を包含せぬ)が毎年九月三十日に終る前一箇年間に一回一萬キロワット以上となつた場合は平均料金の最高限度(契約に規定す)内に於て毎年十一月一日より電氣供給規程の電力料金を變更しなければならぬ。

横濱の契約に依れば事業者は電燈料、電力料を増額せんとする場合には豫め市の承認を受けなければならぬ。然し次の場合には承認を受くるに及ばない。

- (一) 會社決算期の配當が拂込済資本に對し年率九厘に満たざること引續き三回以上に及びたる場合に於てその當時の料金の一割以内を引上ぐるること。
- (二) 料金變更後本契約締結當時料金以内に引上ぐるとき。

但し此等の場合會社は主務大臣に届出づると同時に其書類の寫を市へ通知しなければならぬ。岡山市と岡山電氣軌道株式會社との報償契約第九條は「運賃ハ均一ニシテ當分ノ内五錢(通行税ヲ除ク)以内トシ學生及労働者ニ限リテハ特別ノ割引ヲナスヘキ事」と規定してゐる。而して運賃を増減するときは市の承認を受けなければならぬ。大正元年十月岡山電氣軌道株式會社は電燈及び電力供給事業兼營のため更に補修契約を締結した。同補修契約に依れば電燈料は拾燭光終夜燈壹個に付壹箇月金七十五錢以内にて市民一般の需用に應じ、その他は拾燭光に換算して料金を定むることになつてゐる。又他の會社が本會社所定の料金以下に値下した場合は本會社は他の會社の料金以下に値下しなければならぬ。猶會社は電燈料及び電力料を決定若くは變更せんとする場合は豫め市の承認を受けなければならぬ。

此の如く料金制限の約款は大體承認權を留保してゐる程度で決して十分ではない。例へば東京

市と東京瓦斯株式會社との間の報償契約のスライディング・スケール法の如きは料金制限の方法として有効な方法である。然るに電氣事業報償契約に之が採用されてゐるのを見ない。公正なる料金が何であるかを見出すことは極めて困難であるが、これが算出に科學的實際的方法を確立しなければならぬ。而して都市は單に料金の増減に對し承認權を留保する以上に更に或場合には能動的に料金の引下を強制し得る權利を留保してゐなければならぬ。

#### 第四節 財政的制限

##### 24 配當制限

公益事業、殊に主要都市に於ける公益事業は私企業である場合には殆んど例外なく株式會社組織に依る大企業である。公益事業は社會一般の日常生活に缺くべからざるサービスを提供するものであり且つ獨占的性質を有するが爲めに企業としては極めて安全確實である。資本家が投資の對象にこれを狙ふことはまことに自然である。然しながら公益事業を資本主義の跳梁に委ねることは社會政策上許すべからざることである。公共團體乃至監督機關はこれを拱手傍觀すべきではない。その統制の爲めに何等かの方法に依り公權力が働きかけなければならぬ。報償契約は

實にその現れの一である。仍つて報償契約は資本主義の跳梁を矯むべき方途を藏してゐなければならぬ。報償契約に於ける諸々の財政的制限は主としてこの任務を果すものである。私企業たる公益事業はいふまでもなくその利益を多くは利益配當の方法に依つて投資者に分配する。勿論増資、いはゆる混水株の發行その他の方法に依つて資本家の間に利益を分配することはあるが、最も普通な定期的な利益分配の手段は利益配當である。従つて公益事業の獨占利益制限の方法としては料金制限の次に有力なものは配當制限である。我が國に於ける報償契約中には直接配當制限を規定してゐるものはない。東京市と東京瓦斯株式會社との間の報償契約中スライディング・スケール法に關する約款は稍々直接に配當制限を規定してゐる唯一の例である。多くの報償契約の規定してゐる超過利益の特別報償、殊に利益配當率に比例して報償率を高めてゐるのは勿論或意味に於て一種の配當制限である。然しこれは間接の方法であつて制限力は頗る弱い。

利益配當率を餘りに嚴酷に制限すれば事業資本並に資金を集收することが極めて困難である。公益事業が如何に好望であつても配當率が餘りに低く制限されてゐれば利廻を見るに敏い投資家はこれを顧みぬであらう。従つて事業の擴張發達は期待されず寧ろ企業は萎縮する。料金が如何に低下されようと事業が萎縮してサービスの改善並に普及發達が望まれないならば、結局そ

これは公益事業たるの使命に反する。さりとて配當制限が餘りに寛に失すれば制限はあつて無きに等しい。故に配當制限は寛に過ぎず酷に失せず適實たるを要する。我が國公益事業會社の配當の實績を見るに可なりに高率の配當を行つてゐるものがある。或はその營業の好成績を以つて理事者の努力の結果なりといふかも知れない。一面それは然りとすも或程度以上の特別利益の分配を需用者たる一般社會に需すべきことは條理上當然である。又營業實績に徴して不當に高率の配當を強ひて爲すが如きものにあつて、事業の内容を悪化し事業そのものを不確實ならしむるのみならず、不廉なる料金、粗惡なるサービス等に依つて一般需用者に苛酷に搾取する結果となり公益に反すること頗る大である。將來公益事業に就ては獨占を認むる他方に於て配當制限を加ふる必要がある。その制限率は十年二十年の久しきに亘つて一定不動のものとなせず、各地方の實情、事業並に經濟界の情勢殊に金利等に鑑み變更さるゝ適實可動の方法に據らなければならぬ。

## 25 資本の増減

電氣事業が公益事業として社會一般の利害に密接の關係を有する以上その經營が私企業に委ねらるゝ場合は特にその事業經營に各種の財政的監督を加へて事業の安定確實と公益的發達とを計らなければならぬ。資本の増減に就き報償契約に依り市に承認權を留保するのはこの監督方法

の一に外ならないのである。資本の増加を事業者の自由に委ねるときはいはゆる混水株の發行等に依り不當に利益を分配する場合は稀としても、夫に依つて事業を放漫不確實ならしむる虞は屢々ある。事業を不安定不確實ならしむることは實に事業投資者の利益を害するのみならず延いては社會一般の需用者の利害に影響するところ頗る大である。即ちサービスの改善はるか料金の低廉は到底庶幾されないのである。茲に於て資本金の増減、殊に増加を嚴に統制する必要がある。我が國瓦斯事業報償契約中には資本の増減に關し市に承認權を留保して居る例を屢々見るのであるが、電氣事業報償契約には絶えてこれあるを見ない。これは一面には瓦斯事業はその性質上營業區域が一都市及びその近郊に限定されるからその資本を統制することが合理的且つ容易であるに反し、電氣事業は供給區域が廣汎に亘り都市はその一部に過ぎぬ場合が屢々あるから都市との報償契約を以て全電氣事業の資本増減を統制することが非合理的であり、さりとて都市の部分の資本を分ちそれと全資本の増減とを無關係とすることも頗る困難であるといふ理由に出でゝゐるやうである。然し乍ら資本の増減が間接に公益に影響するところ大であることは前述の通りでありそれを監督することの必要なことは瓦斯事業報償契約が屢々規定してゐるに見ても明らかである。單に統制の方法が困難であるといふ理由を以てこれを自由に放任すべきではない。電氣

事業報償契約が他面に於て合併又は社債借入金即ち間接の資本増減に就き承認権を留保し監督を加へながら、直接の資本増減に統制を加へないことは不徹底たるを免がれない。將來はこれが統制の方策を講ずべきである。

## 26 社債及び借入金

公益事業の財政的監督の意味に於ける資本の増減に對する承認権の留保はいはゆる公稱資本に就てのみでは十分ではない、社債及び借入金に依る事業の實際資金に迄統制を加へなければならぬ。社債及び借入金に依る資金も株式拂込に依る資金も事業經營上の資金として運用せらるゝ點に於ては全く同一である。然かも公稱資本の増減は寧ろ臨時的事件であつて屢々起ることではない。之に反して社債及び借入の方法に依る資金の蒐集運轉は事業經營上全く經常的事件に屬する。従つて社債及び借入金に對する統制は不斷に必要である。これ等公益事業のキャピタリゼーションに對し一般法に依る監督以上に更に緊密に更に適宜に統制を加ふことは正しく報償契約の重要な使命の一でなければならぬ。然るに電気事業報償契約に於て事業者の社債及び借入金に對し多少の監督を加へてゐるのは僅かに長崎の契約のみである。同契約は會社が會社株式拂込額の半額以上の社債を募集し又は借入金を爲すときは豫め市の承認を受くべきことを規定してゐる。

これは比較的少い限度の社債又は借入金は事業自體に影響することも薄いから監督の限度を拂込資本額の半分として、監督の煩瑣を避けたいものである。勿論拂込額の半分といふのは一時に爲す社債又は借入金の限度ではなくして、既存の社債及び借入金を通計して拂込額の半分以上の場合と解すべきである。この場合にも市は單に承認権を留保してゐるに止り社債又は借入金の金額、用途その他に就き直接積極的の監督を加へることは出来ない。アメリカのフランチャイズには社債又は借入金の用途を限定せる規定が屢々存してゐる。眞に事業に對する財政的監督を徹底するにはこの程度の制限を加へる必要がある。然し乍ら他方社債を募集し又は借入金を爲すが如き經濟活動は極めて迅速を必要とする。手續の煩瑣は動もすれば好機を逸せしめ易い。この點を深く考慮して監督を行はなければ監督は害あつて益なきものとなる。有能なる監督とは手續の煩瑣複雑なる監督ではない。監督の形式の問題ではない監督権の内容の問題である。官僚的監督の骸を棄て、實務的監督の實に就かなければならない。公益事業の如き他面に於ては營利事業たる性質を有する企業の監督に就ては特に茲に留意することが必要である。

## 第五節 供給の擴張

## 27 擴張の必要

公益事業がその供給を普遍的に擴充することは本質的任務の一である。公益事業の供給は現代社會生活に於ける必需であるから、法令は事業者が需用者に對し正當の理由なくして供給を拒絶し得ない旨を規定してゐる。<sup>12</sup>この趣旨を徹底すれば事業者が一定の場合供給擴張の義務を負担すべきことは當然である。然し乍ら公益事業の經營が私企業に委ねらるゝ場合は營利事業の常としてその供給は専ら採算を目安として最も有利なる區域に限定される。公益を念としてみずみず採算の不利を認めつゝ供給の擴張を敢へてするといふことは期待し得ない。若し離れた地域の需用者が特に供給の擴張を希望すれば、事業者はこれに對し引込料、特別料金等重い負擔を要求する。かゝる特別の負擔を課してのみ擴張供給に應ずるといふことは勢ひ需用者を特殊の富裕階級に限定し供給の普遍を妨ぐる。これが公益事業の社會的職能に戻ることはいふまでもない。従つて一概に供給の擴張といつても夫には必ず料金の低廉なること及び特別負擔を課せざることが伴はなければならぬ。普通料金に依り特別負擔を課せずして需用密度稀薄なる區域への供給擴張義務を負はしむることは或場合には事業者に對し酷であるかも知れない。然し酷であるといつても、それは事業の最も稼行率の高い區域に比して不利であるといふに止る場合が多い。換言すれ

<sup>12</sup> 例へば瓦斯事業法第十四條、電氣事業法施行規則第五十條。

ばその稼行率の高い區域に於ける供給が採算上有利に過るのであつて公益事業の性質上これを採算の標準とすることが不當である場合が多い。故に公益事業に對しては一方に於て事業の獨占を認め國民經濟上の浪費たる無益の競争を防止して事業の確實を保障すると同時に他方に於ては或程度以上に利益ある場合はこれを社會に分配する意味合に於て料金の低下、供給の改善及び普及の義務を課さなければならぬ。最近我が國の電氣事業は著しく發達し供給の普及に就ては事業者が互に供給區域を爭奪する程の盛況であるが、爭奪の對象たる供給區域はいはゆる採算上有利なる區域であつて供給の普及しない區域は依然として現代文化の恩澤に浴してゐないわけである。事業の利益を制限しないからこそ有利なる供給區域の無益な爭奪も行はれるのである。利益を制限すれば勢ひ事業の經營は集約的でなく分散的となり供給餘力は未開拓地域への擴張に振向けらるゝこととなるであらう。要するにかゝる財政的統制監督に依つて自然的に供給の普及を導くと同時に事業者に或程度の擴張義務を負はしむることは極めて必要である。

## 28 擴張義務

アメリカ合衆國の電氣事業特許は屢々一定數の需用希望者の請願ある場合、擴張に對する投資が一定の利益を見込み得べき場合、一定區域内又は配電幹線より一定距離内の居住者が需用を希

望する場合等に於て被特許者に供給義務を課してゐる。例へば一八九八年八月二日シヤトル市がウイリアム・ティ・ペーカーに與へた特許には「被特許者は特許の存続期間中シヤトル市内に於ける又は配電幹線に沿ひ又はそれより二千呎以内に於ける總ての個人及び會社にして被特許者の要求する一般規定に従ひそれに悖ることなくして需用する者に對しその發電力及びその増加能力の許す範圍内に於て電氣の供給を爲すことを要する」旨を規定してゐる。猶同特許には燈用及び包厨用電氣需用に就ては一定距離内の少くとも二十五戸の獨立家屋居住者が善意の申込を爲し申込人が一年を下らざる期間中需用すべきことを契約する場合、又電力供給に就ては八人を超えざる需用者が通常日は毎日八時間以上使用し二百馬力の電力を文書に依り申込み而してその需用者が總て被特許者が未だ配電線を建設せざる市の如何なる地點よりも半哩の半徑内に在り少くとも二年間繼續需用することを契約する場合は被特許者は夫々一定の料金を以て供給を爲すべきことを規定してゐる。アメリカの特許に於てはこの種の例は決して稀ではない。我が國の報償契約に於ける事業者の擴張義務負擔は名古屋の契約にこれを見るのみである。同契約第十二條は「會社ハ市ノ必要ナリト認ムル電線路延長ニ對シ供給餘力アルトキハ之カ要求ニ應スヘキモノトス」と規定してゐる。その擴張義務の限度は同條但書を以て「電燈一箇ニ對シ電線路十間電力一馬力ニ對シ

四十間ノ割合ヲ以テスヘキ」ことが規定されてゐる。これに依れば事業者は市が擴張の必要ありと認め而も供給餘力ある場合に於てのみ擴張義務を負擔してゐる。一定の状態の下に於ける需要希望者に對し當然に擴張義務を負擔せしめられてゐるアメリカの例とは趣を異にして居る。市が個々の場合に就き擴張の必要ありや否やを認定することは頗る煩雜であるから一定状態の下に於ける需要希望に對しては供給擴張義務を負擔せしむることを適當とする。又供給餘力ある場合といつてもそれは發電所に餘力ある場合か變電所に餘力ある場合か又は電線路に餘力ある場合か或はその何れにも餘力ある場合か不明確である。擴張義務は公益事業の性質上一定の場合には當然課すべき負擔であつて必ずしも餘力ある場合に限る必要はない。擴張の爲に相當の建設義務を負擔せしむることは決して不當ではない。公益事業として相當の採算がとれ、その擴張の爲めに他需用者の料金を特に引上げ又は供給の質を引下ぐるが如き要なき場合には當然擴張義務を課すべきである。又名古屋の場合の如く擴張の標準を電燈箇數及び馬力數に應じ一定不動の割合を定むることは例へば市域擴張等に依り市内の事情に著しき變動を及ぼせる場合或は事業者に過重の負擔を課することとなり實際に適合せぬ結果を生じ易い。事業者に重い義務を負擔せしむることが決して成功せる契約でも有能なる監督でもない。要は適實の義務を負擔せしむるにある。この點

は深く考慮する必要がある。然し兎も角名古屋の報償契約が事業者に擴張義務を負担せしめてゐることは寔に一異彩であつて、將來の報償契約は採りてその趣旨を範とすべきである。

## 第六節 經理上の義務

### 29 計算の證明

公益事業の經理は飽くまで公正でなければならぬ。この意味に於て報償契約は多少の監督規定を設けてゐる。事業者の計算證明の義務はその一である。報償金の算出に關する計算が最も主なるものではあるがその外報告その他に就き市の要求ある場合事業者に立證の義務が屢々課せられてゐる。この立證義務が課せられてゐない場合には特に詳細なる營業報告を爲すべきことを規定し何れにしても事業經理の公正を期することに留意されてゐる。名古屋、長崎、函館及び八幡の契約は計算に關し事業者に立證義務を課してゐる。この外の契約に就ては次項に述ぶる如く計算その他に就き必要ありと認むる場合市が帳簿、書類、財産、營業等を検査し猶説明を求むることを得る旨を定め計算の立證責任は課してゐない。然し事業者が市に對し説明の責任を負担する場合は立證責任ある場合と殆んど同一である。公益事業に關する不正腐敗は主とし事業特許權の

問題と計算の問題とに關聯してゐる。報償契約が他の方面に於て如何に公益的規定を設け財政的制限を附しても計算の一途に於て監督の缺くところがあればその効果は全く水泡に歸する。常時の經理上の監督、殊に計算に對する監督に依り各決算期に於ける報償金の算定が公正を期せらるゝのみならず、事業買収の場合に於ける公正なる價格も亦これに待たなければならぬ。過去に於て屢々頗る不穩當な不正な價格を以て事業買収が行はれた事實は茲に擧ぐる迄もないことであるが、これ等は多く常時この方面の財政的監督が十分でなかつたに基いてゐる。經理上、殊に計算上の監督は單に報償金算定の不正過誤を防止するためのみならず、公益事業の大局より觀察して極めて必要である。

### 30 帳簿書類財産營業等の検査

經理上の監督中最も大切なものは事業者の帳簿、書類、財産、營業等に對する検査である。報償契約に依り多くの市がこの検査權を留保してゐる。例へば大阪の契約は「市ハ自ら必要ト認めタルトキハ何時ニテモ會社ノ大阪市内全體ニ電力ヲ供給スル變電所及其他ノ設備ニ就キ調査ヲ爲シ又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得」る旨を規定して居る。名古屋の契約は「市ハ會社ノ計算届出事項ノ當否ヲ調査スルノ必要アルトキハ會社ニ對シ營業報告ヲ求メ若クハ會社ノ帳簿財産營業狀況等

ヲ検査スルコトヲ得」と規定してゐる。この外此の如き検査権を市に留保してゐる契約は横濱、長崎、函館、福岡、岡山、小樽及び八幡の契約である。横濱の契約は會社がこの検査を拒み若くは検査上必要な請求に應ぜざるときは市はその認むる所に依り報償金算定の基準たる會社届出の實收額を更正し得べきことを特に定めてゐる。これ等契約の規定は何れも必要ある場合市が検査を爲すことを得、事業者が検査を拒むことを得ざる旨の規定であつて、決して常時不斷に市が検査を行ふ意味の規定ではない。言ひ換へれば事業者に不正隠蔽の如き疑が生じた場合に初めて検査が行はれる。従つて實際上これ等の規定がどの位活用されてゐるかは問題である。公益事業の經營に眞に公正を保持するためには常時積極的にこの方面の監督が必要である。例へば十分に減損補填が行はれてゐるか、過當に利益配當が行はれはせぬか、物資の購入、副生産物の賣却、請負等に不正はなきか等は總て絶えず事業の實際に觸れてゐなければ監督は不可能である。現行制度を以てしてはかゝる點に迄監督は行ひ難しとすれば別に獨立の監督機關を設置すべきである。料金の低廉とサービスの優良を期する爲めにはこの方面の監督を徹底的に擴充しなければならぬ。現在の報償契約の規定に於ける如き不正過誤が生じて初めて發動する検査権も勿論發動せざるに優ること萬々であるが、實際はその不正過誤を生ぜざる爲めの事前の検査がより必要

なのである。現在の報償契約の下にあつても検査権の行使はこの意味合に於て活用すべきである。而して將來この方面の有能なる監督統制方法を樹つることが公益事業政策の重要な任務の一である。

### 31 營業の報告

東京の報償契約は「會社ハ毎決算後二十日以内ニ其ノ前期ニ於ケル供給電燈個數、電力馬力數並收入料金月別表及其ノ他ノ決算表ヲ市ニ提出」すべきことを規定し、猶市はこの當否を調査する爲め會社に對し營業の報告を求め得ることを規定してゐる。大阪の契約は「市及會社ハ毎決算期ニ於ケル事業報告及料金收入明細表ヲ相互ニ交付スル」ことを規定してゐる。名古屋の報償契約は「會社ハ毎年一月限リ前三ケ年間ニ於ケル送電料及其ノ料金月別表及年別表ヲ市ニ届出ツル」ことを規定してゐる。この外横濱、長崎、函館及び小樽の契約は夫々報償金の算定に關し市がその當否を調査する必要があるときは事業に對し營業の報告を求め得べきことを規定してゐる。これ等の報告は主として報償金の算定に就き公正を期する爲めのもので多くは市が必要ある場合に提出せしむることとなつてゐる。然し乍ら監督を十分適實に徹底するためには事業の經營狀況を詳細に知悉しなければならぬ。事業の實際を知悉するためには一方に於て事業検査権を

留保して隨時検査を行ふと同時に他面に於ては事業者に明細なる事業經營上の報告を爲さしむる必要がある。かゝる義務は動もすれば形式的の事柄として軽く取扱はれ易いのであるが、これは統制の基礎となるべき主要なる資料であるから慎重に考慮を拂はねければならない。各都市が事業者に対し一定形式の報告を定期的に爲さしむることゝすれば事業の比較その他の上に於て頗る便宜である。この報告の内容及び様式は將來専門家の研究を要する問題である。

## 第五章 事業の移轉

### 32 事業の讓渡

事業の移轉は事業の讓渡に依る場合と事業の合併に依る場合とある。何れの場合を問はず事業の移轉に對しては監督を加ふる必要がある。されば電氣事業法施行規則<sup>13</sup>、瓦斯事業法<sup>14</sup>の如きは讓渡又は合併に依る事業の移轉に就き主務大臣の認可を経べきことを規定してゐる。報償契約も亦事業移轉に就ては豫め市の承認を得べきことを屢々規定してゐる。長崎の契約は讓渡に依る事業移轉の場合豫め市の承認を得べきことを規定してゐる。即ち「會社カ長崎營業所ノ營業ヲ廢シ又ハ營業ノ全部若ハ一部ヲ他ニ讓渡ストキ」は豫め市の承認を受くべきものとしてゐる。事業の移

<sup>13</sup> 同規則第八條及同條ノ二。

<sup>14</sup> 同法第十六條。

轉は前記の如く電氣事業法の實施に依り主務大臣の認可を要することゝなり市の承認權は唯その下に於て效力を有するに止る。市はその承認權の行使に依つて主務大臣の認可を覆すことは出来ない。従つて現在市の承認權は電氣事業法施行前に於ける程有力のものではない。この事は獨り承認權に止らず報償契約の多くの約款に及んでゐる。茲に於てか道路法の實施に依り報償契約は不存在となりたるものであり、電氣事業法の制定に依り存在の價値を全然失つたものであるといふ議論を爲すものがある。法律實施の結果報償契約の約款中には當然消滅に歸したものの存することははいふまでもないが、報償契約が猶公益事業政策的意味に於て十分存在を主張し得ることは否み難い。報償契約の存在が主務官廳の監督を妨げ或はこれと牴觸し支障を來し易いと云ふ理由に依り報償契約の功過を判定するのは早斷である。若し報償契約の存在がかゝる不便宜を生ずとすれば、それは制度そのものゝ罪にあらずして、制度運用の誤りに因る罪である。

報償契約に依る監督を行ふ市の立場より觀て事業移轉に就き重要なことは事業の移轉と共に契約も移るといふことである。従つて事業の移轉そのものに就て豫め市の承認を得べきことを規定してゐる契約は少いのであるが、事業の移轉と同時に契約を承繼せしむべきことを規定してゐる契約は多い。例へば東京の報償契約は「會社ハ本契約ノ全部ヲ承繼セシムルニ非サレハ他ノ會社

ト合併シ又ハ他人ニ事業ヲ讓渡スルコトヲ得ス」と規定してゐる。この外長崎、熊本及び小樽の契約も亦事業者は事業の承継者をして契約を承継せしむる義務あることを規定してゐる。これ等は何れも元契約その儘の承継を規定してゐる。然し事業の移轉が行はるれば諸般の事情に變動を生ずるのが普通である。従つて四圍の事情に變動を生ぜぬ場合は格別、變動を生ずる場合は契約も亦これに即して更正せらるべきである。故に事業移轉の場合には適宜に更正せる契約を承継せしむべきことを要求し得る権利を市に留保することがより適當である。

### 33 事業の合併

名古屋の報償契約は特に一條を設けて「會社ハ市ノ承認ヲ經ルニアラサレハ他ノ會社ト合併スルコトヲ得ス」と規定してゐる。電氣事業法施行規則に於ては電氣事業者たる會社が（一）電氣事業者、（二）電氣の供給を目的として電氣事業法準用の認定又は自家用電氣工作物施設の認可を得たる會社と合併せんとするときは當事者より逡信大臣に認可を申請すべきことが規定されてゐる。即ち電氣事業者は電氣事業者たる會社及び電氣事業に關係ある會社と合併する場合にのみ逡信大臣の認可を得るを要する。電氣事業に全然關係なき事業會社との合併に就ては認可を要しない。名古屋の契約に於ては單に「他ノ會社ト合併スルコトヲ得ス」と規定し別に電氣事業者たる又は

電氣事業に關係ある會社と特定してはゐない。従つてこの場合には市の承認を経なければ如何なる事業會社とも合併し得ないやうに解される。然し乍ら約款を冷靜に讀み下せば前後の關係から推して「他ノ會社」とあるのは他の同業會社、即ち電氣事業會社とも解される。契約當事者の意思は寧ろ後者であつたかも知れない。この點は疑問である。

次に「他ノ會社ト合併スル」とある以上は合併がいはゆる吸収合併たると設立合併たるとを問はぬ譯である。然し乍らこの規定を素直に意解すれば報償契約當事者たる會社が設立合併に依り他の會社と合併して第三會社を設立する場合及び吸収合併に依り他の會社に併吞せらるゝ場合の二つを考慮に入れてゐるやうである。契約當事者たる會社が吸収合併に依り他の會社を併吞する場合は包含されてゐないと解される。殊に前項に述べた如く合併に對する承認が契約の移轉を條件としてゐる例の多く存する點より觀ればこの場合は事實上報償契約當事者に變動を來さぬのであるから猶更ら包含されてゐないと解する強い理由が存在する。名古屋の實例に於ては契約當事者たる名古屋電燈株式會社は大正十年十月吸収合併に依り東邦電力株式會社に併吞され、契約はその儘承継された。

公益事業たる電氣事業の經營は財政上堅實でなければならぬ。従つて事業に對する財政的監

督は十分徹底する必要のあることは屢々述べた。然し乍ら事業そのものの財政的監督を如何に嚴重に有能に行つても、事業會社が勝手に不堅實なる會社を合併し又は不利益なる兼業を行ひ若くはいはゆる子會社を設立してこれを不當に厚く保護する等のことを行へば到底その堅實を期し得ない。この方面の逃げ途を押へなければ如何に料金及び配當率を制限してもその實效はない。他の方面に於ける事業者の不當の損失が料金を通じて社會一般の需用者に轉嫁されるといふことは公益事業の本旨に反する。故に合併に就ては吸收合併たると設立合併たるとを問はざるは勿論如何なる種類の事業會社との合併であつても常にそれに對し或程度の監督權の留保せらるゝことが必要である。然らざれば都市に於ける電氣事業に就ては特に報償契約に依つて事業者に特別會計の如き制度を立てしめその區域内に於ける同事業の健全なる發達を期すべきである。この二途何れを選ぶべきかは公益事業政策上研究を要する問題であるが、何れかを選ばねばならぬことは事業が私營である限り殆んど議論の餘地が無いであらう。

## 第六章 事業の買収

### 34 買 収 權

最近公益事業に強い公營化の傾向のあることは前に述べた通りであるが、この現象は公益事業私營主義をとつてゐる我が國及びアメリカ合衆國に於て特に顯著である。公益事業の公營は勿論初から公企業として經營される場合もあるが、多くは私企業のものが買収に依り公營に移されてゐる。電氣事業は既に相當の發達を爲し殊に都市及びその近郊に於てはその發達が著しいから、將來電氣事業市營に當り私營より移さるゝ場合が益々多くなることは明かである。今日存在してゐる市營電氣事業も殆んど全部私營事業の買収に依るものである。私營事業の買収は過去に於ても重要な問題であつたが、將來に於ては益々重要な問題である。公益事業は營利を主要目的とする私企業に委ねず、公共團體の經營とすることが理論上事業の本質に合致することは殆んど議論を待たない。然し事實上公營に移すことが直ちに公益的であるか否かは一概に論斷することを許さない。公益事業と雖も一種の企業である以上はその經營が事務的に有能に處理されなければ能率は舉らない。一般に公營に於ては徒に形式と手續の煩瑣複雑の爲めに企業的活動の敏捷を缺き殊に豫算に依つて拘束され且つ事業に對する責任の歸屬が不明確であり又理事者の地位も不安定で變動恒ない等の關係から能率的に觀て私營に劣るとさるゝ場合が屢々ある。然し公營に於けるこれ等の短所は制度組織を改め經營にその人を得ることに依つて或程度迄救はれる。茲に殆ん

ど救ふことの出来ない、しかも見逃され勝の問題は買收價格の問題である。不當に高い價格を以て買收した爲めに公營後その瘡痍を醫すに腐心し經營に非常な困難を感じつゝある例は少くない。故に公營後の能率問題を上下する前に先づ買收價格に就き細心の注意を拂ふ必要がある。

公益上公益事業を公營とする必要のある場合私企業者に對し買收に應ずる義務を課する事は社會政策上より觀て當然である。公益事業關係法令は屢々國又は公共團體が公益上の必要により事業の全部又は一部を買收せんとするとき私企業者は之を拒む事を得ぬ旨を規定してゐる。例へば軌道法第十八條、瓦斯事業法第十七條の如きがそれである。電氣事業に於ては特許命令書に屢々規定されてゐる。報償契約も亦屢々買收約款により市に買收權を留保してゐる。瓦斯事業法の如く市町村が瓦斯事業を營まんとする場合その管轄區域内の瓦斯事業を買收し得べきことが法律を以て規定された以上は市町村は當然買收權を享有することとなり、報償契約に依る買收權の留保は法律に吸収され空文に歸する。然し電氣事業法にはこの規定が存してゐないのであるから電氣事業報償契約の買收規定は現にその效力を有する。買收權を市に留保してゐる契約は名古屋、長崎、函館、岡山、小樽の各市に於ける報償契約である。明治三十九年七月二十八日締結された大阪市と大阪電燈株式會社との間の報償契約も亦買收規定を存してゐた。同市は大正十二年十月この規定

に依り同社を買收した。東京、横濱、廣島、福岡、諸市の報償契約には買收規定がない。買收は一般に契約期間満了の際市の希望に依り行はれる。尤も契約期間中何時にても市の買收に應ずべきことを規定してゐる場合もある。前記大阪市と大阪電燈との間の契約は會社が契約有効期間の始期（明治四十年一月一日）から滿十五年後に至り市の希望あるときは買收に應ずべきことを規定してゐた。

公益事業が極めて長期に亘り特許さるゝ場合特許期間の満了と同時に事業が無償にて特許者又はその他の公共團體に歸屬すべき條件が附されてゐる例が稀にある。通常これは回收權の留保といはれて居る。報償契約にはこの回收權が留保されてゐる例はない。

### 35 優先讓受權

報償契約は事業者が事業を廢し又は他に讓渡する場合市は優先して之を讓受くる權利あることを屢々規定してゐる。即ち優先讓受權の留保である。事業が未だ發達せず私企業として堪へ得る程の利益を擧げ得ない場合事業が廢棄されるといふ事はその性質が公益的であるだけに大なる社會的損失である。かゝる事業を培育し或程度の犠牲は拂つても之が發達に力を致す事は正しく公共團體の任務の一といはなければならぬ。故に事業が如何なる理由に依つて廢棄さるゝを問は

ず一應この場合市に優先譲受権を留保して置くことは適當である。事業が契約期間中に移轉せらるゝ場合事業者は譲受人に當該報償契約を承繼せしむべき義務を有する旨が屢々規定されてゐる事は既に述べた。然し乍ら公益事業が公營に移さるゝ事の理論上適當であることは疑ひ無いのであるから成る可く屢々公營とする機會を把握する事は公益的立場より觀て有利である。殊に事業が移轉せらるゝ場合は諸種の事情に變動を生じ契約は單にその儘承繼せしむるのみならず適宜これに修正を施す必要さへあるから勢ひ統制監督は錯雜し適實を缺く結果に陥り易い。故にかゝる場合先づ市に優先譲受権を留保して置く事も亦適當である。長崎、熊本及び八幡の報償契約は何れも市にこの優先譲受権を留保してゐる。

#### 長崎

會社カ契約期間中長崎營業所ノ營業ヲ廢シ又ハ營業物件ノ全部若ハ一部ヲ他ニ讓渡サントストキハ市ハ優先シテ之ヲ讓受クルノ權利アルモノトス

#### 熊本

會社カ存立期間中ニ於テ廢業シ又ハ其營業ノ全部又ハ一部ヲ他ニ讓渡サントストキハ市ハ優先シテ之ヲ讓受クルノ權利アルモノトス但會社合併ノ場合ハ此限ニアラズ

#### 八幡

乙(會社)ハ電燈營業期間中廢業又ハ全部又ハ一部ヲ他ニ讓渡サントストキハ甲(市)ハ他ニ優先シテ之ヲ讓受クルノ權利ヲ有ス

事業は全部讓渡さるゝと一部讓渡さるゝとを問はず市に優先譲受権が留保されてゐる。熊本の契約は但書に依り事業會社合併の場合には市が優先譲受権を有せぬ旨を定めてゐる。この場合の合併は設立合併か又は會社が被吸收會社たる吸收合併と解せられる。事業の合併は形式上は讓渡とは別である。然し内容的に見れば殆んど讓渡と同一である。殊に事業が吸收合併に依り吸收される場合はさうであるといへる。而して事業に移轉の生ずることは讓渡の場合も合併の場合も全く同一であるから、特に合併の場合にのみ優先譲受権を放棄しなければならぬ理由は無い。寧ろこの場合にも亦優先譲受権を市に留保することを適當とする。

八幡の契約は市は優先譲受権を有するが「之ヲ讓受グルカ或ハ乙(會社)ノ承繼者ニ本契約ヲ承繼セシムルカ」は市の任意とする旨を定めてゐる。即ちこの場合市は選擇権を有してゐる。

#### 36 買收價格決定方法

買收權の行使に依り事業を買收する場合たると優先譲受権に依り事業を譲り受くる場合たるとを問はず最も重要な問題は買收又は讓受價格の問題である。地方鐵道法<sup>15</sup>、軌道法<sup>16</sup>、瓦斯事業法<sup>17</sup>は何れも買收價格決定方法を規定してゐる。電気事業報償契約に於ける買收規定を掲ぐれば左の如くである。

<sup>15</sup> 第三十一條乃至第三十五條。

<sup>16</sup> 同法第十九條及第二十條。

<sup>17</sup> 同法第十七條。

一、名古屋市、名古屋電燈株式會社報償契約（明治四十一年四月二十五日締結、大正五年九月三十日更生議決、大正六年一月一日より履行）

第十八條 本契約満期ノ後ハ双方協定ノ上更ニ期限ヲ延長スルカ又ハ新ニ契約ヲ締結シ若クハ市ノ希望ニ因

リ會社ノ營業及之ニ必要ナル物件ノ全部ヲ市ニ買收スルコトアルヘシ

前項ノ買收ハ左記ノ標準ヲ平均シタル價格ニ依ル

一、名古屋市株式取引所ニ於ケル會社株式ノ前三箇年平均相場ニ前三箇年間ノ利益配當平均年額ノ二十倍

〔備考〕 一、本契約有効期間ハ契約締結ノ日ヨリ向フ二十五箇年トス

二、本社ハ大正十年十月東邦電力株式會社ニ合併ス

二、長崎市、東邦電力株式會社報償契約（大正四年四月一日）

第十三條 會社ハ本契約有効期間満了後ニ至リ市ノ希望ニ依リテハ長崎營業所ノ營業及之ニ必要ナル物件全

部ノ買收ニ應スヘシ

會社カ契約期間中長崎營業所ノ營業ヲ廢シ又ハ營業物件ノ全部若クハ一部ヲ他ニ讓渡サントスル

トキハ市ハ優先シテ之ヲ讓受クル權利アルモノトス

前二項ノ買收價格ハ最近三箇年長崎營業所益金ノ平均年額ノ二十倍ヲ以テ買收價格ト定ム

〔備考〕 一、本契約有効期間ハ大正四年四月一日ヨリ滿三十箇年トス

三、函館區、函館水電株式會社報償契約（大正三年一月十九日締結）

第十條 本契約有効期間満了ノ際區カ會社ノ電車電燈動力供給ノ營業及之ニ要スル物件ノ全部ヲ買收セン

トスルトキハ會社ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

前項ノ買收價格ハ會社ノ總株數ニ東京市内ノ株式取引所ニ於ケル既往五箇年間ノ平均相場ヲ乘シテ之ヲ定ム但シ其平均相場カ右五箇年間ノ利益配當平均年額二十倍以上ナルトキハ其二十倍額ヲ以テ買收價格ト定ム

貯藏物品ハ其帳入價格ヲ以テ會社ハ區ノ買收ニ應スルモノトス

第十一條 本契約ノ效力及履行並ニ前條買收價格等ニ付區ト會社トノ意見一致セサルトキハ双方ヨリ協議委員各貳名ヲ選定シ其多數ノ決スル所ニ依ル若シ其協議委員ニ於テ尙決定シ得サルトキハ協議委員ノ選定シタル登人ノ裁決ニ依リテ之ヲ決ス

〔備考〕 一、函館市ハ當時區ト稱ス

二、本契約ノ有効期間ハ大正二十年九月二十七日迄トス

四、熊本市、熊本電氣株式會社報償契約（大正四年四月一日）

第七條 前條（優先讓受）ノ場合ニ於テ事業及物件全部ノ買收價格ハ最近三箇年間ノ利益配當平均年額ノ

二十倍以上トス

前項ノ價格若クハ一部ノ買收價格ハ評價人トシテ市及會社双方ヨリ各二名及双方ノ協定ヲ以テ電氣事業ニ經驗アルモノ一名ヲ選定シ其多數ノ決スル所ニ依ルモノトス

〔備考〕 本契約ノ有効期間ハ契約ノ日ヨリ滿二十箇年トス

#### 五、岡山市、岡山電氣軌道株式會社補修契約（大正元年十月三日）

第五條 本市ニ於テ公衆ノ需用ニ應スル目的ヲ以テ電燈及電力供給事業ノ經營ヲナサントスルトキ又ハ本市ノ都合ニ依リ之ヲ他人ニ讓渡ストキハ會社ハ何時ニテモ現在ノ電柱電線電燈其他附屬器具（發電所及其機關類ハ之ヲ除ク）ハ當時ノ時價ヲ以テ其買收ニ應スヘキコト但此場合ニ於テ電車ノ運轉ト電燈及電力ノ供給トニ併用ノ電柱アルトキハ會社ハ其付屬器具ト共ニ無償ニテ市ノ使用ニ供スヘキコト

第六條 第五條ニ規定シタル時價ノ評定ハ本市ヨリ二名會社ヨリ二名ヲ選定シ之ニ岡山商業會議所會頭ヲ

加ヘ都合五名ノ評價人トシ之ニ時價ノ評定ヲ囑託スルコト

〔備考〕 コノ契約ハ明治四十三年五月二十二日岡山市ト岡山電氣軌道株式會社トノ間ニ於テ電氣軌道敷設ニ關シ契約

締結セシ處大正元年十月電燈及電力供給事業兼營ニ付更ニ本契約ヲ補修セルモノナリ

#### 六、小樽區、小樽電氣株式會社報償契約（大正元年十一月二十七日締結）

第九條 本契約ノ有効期間滿了後區カ會社ノ營業及之ニ要スル物件ノ全部ヲ買收セントスルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

前項ノ買收價格ハ其當時ニ於テ區ト會社ト双方協議ノ上之ヲ定ムルモノトス

第十條 前條ノ買收價格並ニ本契約ノ效力及履行上ニ付區ト會社トノ意見一致セサルトキハ双方ヨリ協議

委員各二名ヲ選定シ其多數ノ決定スル所ニ依ル若シ其協議委員ニ於テ尙決定シ得サルトキハ協議委員ノ選定シタル一人ノ裁決ニ依リテ之ヲ決ス

〔備考〕 一、小樽市ハ當時區ト稱ス

二、本契約ノ有効期間ハ滿三十五年トス

八幡の報償契約は市に優先讓受權を留保してゐるが讓受到依る買收價格決定方法に就ては何等規定してゐない。上記の規定に依り買收價格決定方法は左の三種あることが知られる。

(一) 株式公定相場ノ平均に據るもの

(二) 利益平均を基準とするもの

(三) 協定に依るもの

株式公定相場ノ平均に據る場合にも (一) 三箇年間の平均に據るものと (二) 五箇年間の平

均に據るものとに分れてゐる。即ち名古屋の場合は前者に屬し函館の場合は後者に屬してゐる。大阪市と大阪電燈株式會社との間に存してゐた報償契約の買收規定は「大阪市内ノ株式取引所ニ於ケル會社株券ノ最近三箇年平均相場ニ據ル」旨を定めてゐた。名古屋の場合は株式公定相場平均のみに據らずして、會社株式の前三箇年平均相場と前三箇年間の利益配當平均年額の二十倍とを平均した價格を以て買收價格とするものであつて(一)と(二)と兩方法を混用してゐる。長崎の買收規定は最近三箇年長崎營業所益金の平均年額の二十倍を以て買收價格としてゐる。即ち利益平均を基準とする特殊の場合である。熊本、岡山及び小樽の買收規定は市及び事業者双方が評價人を選定しその協議に依り買收價格を決定することとしてゐる。熊本の場合は市、會社双方より選定する各二名に双方協定の上電気事業に經驗ある者一名を加へてその多數決に依り買收價格を決定することとし、岡山の場合は市、會社双方より選定する各二名に岡山商業會議所會頭を加へ都合五名の評價人に依り決定することとし多少評價人の構成を異にしてゐる。小樽の場合は買收價格は原則として市と會社と双方協議の上定むるものとし、市と會社と意見一致せざるときは双方より協議委員各二名を選定しその多數の決する所により、若しその協議委員に於て尙決定し得ぬときは協議委員の選定する一人の裁決に依り決定することとしてゐる。この協議委員に依る決

定方法は株式公定相場の平均に據る場合、市と會社との意見一致せざるとき協定方法を定めてゐる函館の例と全く同一である。

茲に注意しなければならないのは買收價格の最高限度及び最低限度に關する規定である。函館の買收規定は買收價格決定の基準たる既往五箇年間の株式平均相場がその五箇年間の利益配當平均年額の二十倍以上のときはその二十倍額を以て買收價格としてゐる。即ち買收價格の最高限度は既往五箇年間の利益配當平均年額の二十倍である。熊本の買收規定は買收價格の最低限度を規定し「買收價格ハ最近三箇年間の利益配當平均年額二十倍以上トス」としてゐる。大阪市と大阪電燈株式會社との間に存してゐた契約も株式の平均相場がその三箇年間の利益配當平均年額の二十倍以上のときはその二十倍額を以て買收價格とし最高限度を規定してゐた。

### 37 買收價格決定方法の批判

一般に事業の評價は困難な問題である。殊に公益事業の評價は事業が諸種の監督制限に服すると同時に評價に當つて公益的因子を考慮しなければならぬ關係上特に困難である。公益事業の評價は大體左の四場合に行はれるといはれてゐる。

#### (一) 課稅基準としての評價

- (二) 公正なる料金決定の爲めの評價
- (三) 社債又は借入の爲めの評價
- (四) 買収の場合の評價

これ等の場合の評價がその評價目的を異にするに従ひ評價額を異にすべきであるか或は評價目的の如何を問はず評價額は一如でなければならぬか、従つて評價方法は異別でなければならぬか或は一定でなければならぬかは相當議論のある問題である。買収の評價はこれ等評價目的の中の一場合に過ぎぬのであるから茲には暫くこの問題に觸れぬこととする。事業評價に當り事業の価格を表示する數字は各方面からこれを獲ることが出来る。即ち(一)建設費(二)再生産費(三)總株數に株式價格を乗じたる數(四)事業者帳簿上の表示價格(五)利益の資本還元等を擧ぐることが出来る。

建設費は事業施設そのものに實際に投下された費額であつて現下の事業價格を表現するものでないことはいふ迄もない。この原始的經費は公正なる現在價格を見出す參考とすべき數字に止る。再生産費説は評價決定方法として有力なるものではあるが、これにも多くの問題がある。例へば文字通りに現存事業施設と同一のものを再生産するとしてもその經費算出には事實上多くの難

點がある。又電氣瓦斯事業等に於ては機械の發明發達等に依り技術的方面は絶えず進歩してゐる。従つて舊時代の施設を文字通りに再生産することは極めて非能率的であるのが普通である。かゝる事實に就き再生産費説を如何に調和すべきか。要するに再生産費はたとひそれが相當正確に算出し得らるゝとしてもそれは事業評價上の有力なる參考數字ではあるが、直ちにそれを以て現下の公正なる評價と看做すことは困難である。

我が國の電氣事業報償契約が買収價格決定方法として三つの方法を執つてゐることは前項に記したが、その中(三)協定に依るものは暫く別とし(一)株式公定相場の平均に據るもの及び(二)利益平均を基準とするものに就て批判を加ふる必要がある。株式公定相場の平均に據るものは電氣事業報償契約には比較的少いが瓦斯事業報償契約には多く存してゐる。株式價格が事業の内容殊に稼行力を鋭敏に反映してゐることは疑いない。然し公益事業會社の株式も所詮投機の對象である以上はその價格は合理的に亦適實に維持されやう筈はない。株價の變動は事業の内容そのものに依つて左右さるゝのみならず一般財界の情勢に依つて強く左右される。株式價格が眞に合理的に動くものであれば事業の公正なる評價と見ることが出来るが實際上株價は全く氣まぐれものである。かゝる氣まぐれものに公益事業の評價を全然委ねることは寔に不安である。三年乃至五年間

の株価の平均を採ることに依つてこの不安が除かれ大體公正なる評價が得られるといふ論が主張されるかも知れない。成る程これに依つて極端なる不公正の除かれることはいふまでもない、然し得るところも結局は氣まぐれものゝ平均に過ぎない。これを以て直ちに公正なる事業の評價と看做すことは出来ない。殊に株価は人爲的策動に依つて容易に上下さるゝものであるからこれのみに據ることは避けなければならぬ。唯株式價格に據る場合便宜な點は(一)買收價格算定の計算が極めて明確であり、従つて(二)買收關係當事者間の紛争を避け諦めを容易ならしむるといふことにある。殊にこの場合事業投資家たる株主を容易に満足せしめ又は納得せしむることは明かである。然し株主を満足せしむる爲めに市が不當に高く買收しなければならぬ危険を貽すことは公益事業政策上努めて排すべきである。又假りに株価の平均に據るとしてその場合とるべき平均期間の長短が問題になる。買收約款に三箇年平均に據るものと五箇年平均に據るものとあることは前項に述べた通りである。これは一見平均期間を長くすれば長くとる程公正が期せらるゝやうであるが事實はさうではない。平均期間を長くすれば人爲的策動に依る株価約上げの弊を少くすることは出来るが、減價銷却の如きが十分行はれないのが普通であるから、事業の現在價格とは頗る縁遠い係數が入つて來ることとなる。従つて平均期間の長過ぎることは短過ぎることと同様に避けなければならぬ。

買收價格決定方法として(一)利益平均を基準とするものは公益事業たる電氣事業を純營利企業と看做してゐるといはなければならぬ。さなきだに公益事業私營の場合は成るべく多く利益を計上しこれが分配に努めるのが普通である。況してや買收價格が利益を基準とするときはいよ／＼この勢を助長する。一定期間の利益平均に依つて多少その弊は矯めらるゝといつてもそれは株価の平均に就て述べたと同様のことがいへる。一般に事業が買收されるのは私營として利益を搾り盡くされた揚句である。従つて利益を基準とする買收價格決定方法は不當に高く買收價格を決定する危険を多く包藏してゐる。公益事業の評價はその擧ぐる利益を基準とすべきではない、その能力を基準とすべきである。

前記の二場合にも買收價格の最高限度を規定することに依つて極端に不當な價格は避けることが出来る。故に株価利益配當を基準とする場合この最高限度を規定することは有用ではあるがこれを以て萬全を期することは出来ない。事業者は勢ひ買收價格をその最高限度まで持つて行くことを企圖するであらう。買收價格の最低限度を規定してゐるのは事業者に對する保護規定とより見る外はない。果してかゝる保護規定が必要であらうか。殊に熊本の場合の如き高い最低限度は頗

る問題である。例へば熊本の場合は事業會社の最近三箇年の利益配當率が平均一割であれば買收価格は事業拂込資本の倍額以上でなければならぬ。

事業者の帳簿上の評價が適實公正なものであればその表示価格を以て買收價格とするのが當然である。然しかゝることは到底期待し得られないところで、要するに公正なる買收價格は建設費再生産費、株式價格、利益、帳簿表示價格等の數字を參考として第三者たる専門家の合理的判断に待たなければならぬ。報價契約に於て屢々買收價格の決定を評價人の協定に依らしめてゐるのは他に合理的公正の決定方法が無い爲めである。兩當事者の選定する評價人は夫々代表する當事者の利益を専ら主張すべく、従つて折衝に依り妥協價格は見出されても事業の公正價格は見出されない。岡山の場合に評價人に第三者たる商業會議所會頭を加へてゐるのは注意するを要する。買收に當つて急遽評價人を定め公正なる價格を見出さうといふのは至難の業である。買收價格は常時不斷に事業に財政的統制監督を加へ事業の内容を知悉する公益事業委員會の如き獨立機關の評價に待つて初めて公正を期し得らるゝのではなからうか。買收價格の決定方法は理論的及び實際的兩方面より慎重なる研究を要する問題である。

## 第七章 事業の消滅

### 38 事業の廢止

電氣事業は瓦斯事業<sup>18</sup>と異り主務大臣の許可を要せずして事業全部を廢止することを得る。尤も電氣供給事業者が全部又は一部の事業を休止する場合は地方長官の許可を受くることを要する<sup>19</sup>。電氣事業を廢止する場合は「遲滯ナク逓信大臣ニ届出テ同時ニ其ノ副本ヲ所轄地方長官及逓信局長ニ提出」すればよい。地方鐵道法及び軌道法は何れも事業者は「主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非サルハ運輸營業ノ全部又ハ一部ヲ休止シ又ハ廢止スルコトヲ得」ざる旨を規定してゐる<sup>20</sup>。公益事業はその供給が社會一般の利害と密接の關係があるのであるから普通營利事業に於ける營業自由の原則を許す譯には行かない。従つて公益事業は一般に所謂特許企業として律せられてゐるのである。電氣事業法が電氣事業を營まんとする者は勅令に別段の規定ある場合を除くの外主務大臣の許可を受くべきことを規定し、殊に事業の全部又は一部を休止する場合は地方長官の許可を受くべきことを施行規則に依り規定しながら、何故に事業の廢止を要許可事項としなかつたかは頗る了解に苦しむところである。事業を廢止するといふことは事實上は稀なことであるかも知れない。

<sup>18</sup> 瓦斯事業法第十五條。

<sup>19</sup> 電氣事業法施行規則第五十七條。

<sup>20</sup> 地方鐵道法第二十七條、軌道法第二十六條。

い。然し決してあり得ぬ場合ではないから公益事業である以上これに相當の監督制限を加ふることは極めて必要である。單に採算上不利であるといふが如き理由に依り事業者が勝手に事業の全部又は一部を廢止し得ることは既存一般需用者の利益を害するのみならず、公益事業發達の上より見ても面白からぬことである。法令が事業の廢止に對し十分監督を加へてゐない以上報償契約に依つてこれに監督制限を加ふることはその缺陷を補ふ効果あるものといはなければならぬ。然るにこの監督制限を加へてゐるのは僅かに長崎の報償契約あるのみである。同契約は會社が長崎營業所の營業を廢止する場合には豫め市の承認を受くべきことを規定してゐる。この長崎の場合と同營業所全部の營業を廢止するときと解せられるが、これは全部たると一部たるとを問はず少くともこの程度の承認權を留保することが必要である、又進んで一定の場合を除いては事業の全部又は一部の廢止を禁止し得る權利を市に留保し、事業者に對する事業擴張要求權と相俟つて公益事業の普及發達を期すべきである。

電氣事業の全部又は一部の廢止に就て主務大臣の許可を要せしむることは事業許可權と相俟つて首尾一貫するものであるから、當然電氣事業法に然く改正を施す必要がある。

### 39 契約の解除

報償契約は一定の場合市が契約を解除し得べきことを屢々規定してゐる。各報償契約の解除權發生の場合を列擧すれば左の如くである。

東京 一、會社が本契約に依る義務を履行せざるべき

二、一月以上休業したるべき但天災又は不可抗力の場合は此限に在らず

名古屋 一、會社が本契約に因る義務を履行せざるべき

二、正當なる理由なき一箇月以上の休業

横濱 一、市に於て横濱市内に電燈又は電力の供給經營を開始したるべき

二、第一條の施設物（道路、橋梁、堤塘、公園等）に關し市が特別税を課し又は市の收入になるべき使用料若は占用料等を徴收したるべき

長崎 一、會社が本契約の義務を履行せざるべき

二、會社が報償金の減額を計る爲不當の損益計算をなしたるべき

三、天災又は不可抗力の場合を除くの外一箇月以上引續き休業したるべき

四、會社が獨占權を濫用し市の公益を害す認めたるべき

## 函館

- 一、會社が正當の理由なくして本契約を履行せざるべき
- 二、會社が正當の理由なくして三箇月以上休業したるべき

## 熊本

- 一、會社が正當の理由なくして本契約を履行せざるべき
- 二、會社が正當の理由なくして三箇月以上休業したるべき

## 小樽

- 一、會社が正當の理由なくして本契約の義務を履行せざるべき
- 二、會社が正當の理由なくして一箇月以上休業したるべき

大阪市と宇治川電気株式会社との間の報償契約は「契約締結後九箇年滿了以後ハ何時ニテモ壹ヶ年前ノ豫告ヲ以テ市又ハ會社ハ本契約ヲ解除シ得ル」ことを規定してゐる。上記列擧せる場合には何れも市に契約解除権が発生するのであつて市がこの権利を行使して契約を解除すると否とは全く市の任意に屬するのであるが、只横濱の場合には上記解除條件の成就と同時に契約は解除する旨を規定してゐる。廣島、福岡、岡山及び八幡の契約は市が契約を解除し得べき場合を別に規定してゐない。契約に規定されてゐる解除権発生の場合は大體（一）事業者が契約義務を履行しないとき（二）一ヶ月以上休業したときの二場合である。勿論これ等に就いては正當の理由な

くして事業者がこの懈怠があつた場合であつて、一ヶ月以上の休業は明かに限定してなくとも引續き一ヶ月以上の休業と解すべきであらう。長崎の場合はこの外に事業者が不當の計算を行つたとき及び獨占權を濫用し市の公益を害すと認めたとときの二場合を附加してゐることは注意すべきである。尙熊本の契約は休業に就て三ヶ月以上としてゐる。

## 40 原状回復

契約の解除その他事業消滅の場合多くの契約は事業者のとるべき處置を規定してゐる。この中最も主なるものは事業者の原状回復の義務である。即ち事業者が道路その他に設置せる施設を一定期間内に無償にて撤去し原状に回復すべき義務である。例へば東京市と東京電燈株式会社との間の報償契約は「契約解除ノ場合ニ於テ會社ハ市ニ對シ何等ノ要求ヲ爲シ得サルハ勿論市指定ノ期限内ニ第五條ニ依リ建設セル電柱其他ノ裝置ヲ原形ニ復スヘシ若シ之ヲ履行セサルトキハ其物件ハ當然市ノ所有ニ歸シ尙ホ損害アルトキハ會社ハ之ヲ賠償スルモノトス」と規定してゐる。名古屋、長崎、函館、熊本及び小樽の契約も同一の規定を有してゐる。尙名古屋及び長崎の契約は事業を廢止する場合に就ても事業者に同一の義務を課してゐる。大阪の契約は契約解除の場合「大阪市内ニ於テ會社ノ有スル設備並工作物ノ處分ハ互ニ協同シテ之ヲ定ムルモノトス」と規定して

<sup>21</sup> 道路その他の使用承諾。

ゐる。横濱の契約は前項に記せる如く契約解除の場合に規定してゐるが、その際事業者のとるべき處置に就ては何等規定してゐない。事業者に重い義務が課せられてゐるのは事業そのものが極めて公益的性質のものであるためと事業者の懈怠が重大なるものであるために因つてゐる。既に設置せる事業の諸施設を撤去すること殊にそのため道路の舗装を破壊し更にこれを原狀に回復するといふことは國家經濟上より見るも非常な浪費であることはいふ迄もない。従つて如何なる場合にもかゝる事態の發生する事は公私益何れの方面よりも望ましいことではない。事業者が原狀回復の重い義務を負担し且つその義務を一定期間内に履行しなければ施設が當然市の所有に歸屬するといふ不利なる約款を含む契約締結に同意してゐるのは萬一にも懈怠なきことを期したからであらう。かゝる約款の効果は事業者の懈怠を脅威的に禁止することにある。然し乍ら大正九年四月一日より實施された道路法に依り<sup>22</sup>道路の管理は國道に就いては府縣知事、その他の道路はその路線の認定者即ち市町村長が管理者となることとなつた。特に勅令を以て指定された市即ち東京、京都、大阪、横濱、神戸、名古屋の六市に於ては國道及び府縣道に就ても市長が管理者である。道路の管理事務は自治團體たる市町村の事務ではなくなつた。従つて自治團體たる市町村は道路の使用占用を承認する權限を有しない。仍つて上記事業者懈怠の場合道路その他の使用占用

<sup>22</sup> 道路法第十七條。

を拒絶し原狀回復等の義務を課する約款が今日何の程度迄效力を有するやは問題である。

## 第八章 契約期間の満了

### 41 契約の更新

契約期間満了の場合市が希望するときは事業を買収し得べきことを報償契約が屢々規定してゐることは既に述べた。契約期間の満了と同時に市が事業の買収を行ふ場合は格別、然らざる場合その儘消滅するか或は更新されるかは重要な問題である。道路法施行以前に於て自治團體たる市町村が道路その他の使用占用承認權を有してゐた當時にあつては契約の消滅に依り事業者は道路その他の使用占用權を喪失する譯であるから極めて重要な問題であつた。現在に於ては契約の消滅に依り事業者はこの道路その他の使用占用權を失ふことなしとするも報償その他の問題に關し當事者に影響するところは頗る大である。故に契約期間満了の場合に於ける契約の運命に就き豫め契約中に規定して置くことは事業に安定性を與へこれが發達を助成する上より見て適當である。然るに電氣事業報償契約中契約期間満了の場合に就き豫め措置規定を行つてゐるのは僅かに名古屋の報償契約あるのみである。同契約は第十八條第一項に於て

本契約満期ノ後ハ双方協定ノ上更ニ期限ヲ延長スルカ又ハ新ニ契約ヲ締結シ若クハ市ノ希望ニ因リ會社ノ營業及之ニ必要ナル物件ノ全部ヲ市ニ買收スルコトアルヘシ  
と規定してゐる。即ち(一)契約はこの儘で單に期限を延長するか、(二)新契約を締結するか、(三)市が買收するか、三者何れかを執られる。東京の契約は契約期間に關し契約附屬書を以て「契約期間十五年ヲ經過シタル後ニ於テハ當事者孰レカノ申出ニ依リ契約期間ヲ短縮スルコトヲ得」る旨を規定してゐるが、契約満期の場合に就ては何等規定してゐない。その他の契約に於ても同様に何等規定してゐない。

契約期間の長短に關し夫々得失あることは既に述べたが、契約満期の場合に於ける更新の方法を講じて置けば短期契約の弊を除き然かも長期契約の長所を保持することが出来る。多くの報償契約が満期の場合に就き何等規定してゐないのは必ずや満期前に再び當事者間に契約が問題となることを豫期してゐらう。事實亦満期前に當事者間の折衝に依り解決されるのが普通であらう。事業が買收されざる限り實際上契約が更新せらるゝものとすれば豫めこれを明確に規定して置くが宜い。契約満期の場合は事業者の懈怠に依る契約解除の場合とは全然事情を異にするのであるから、満期と同時に事業施設を撤去し原狀回復を行はしむるが如き義務を課することは事業者に

對して酷なるのみならず國家經濟上よりいふも非常な浪費であり公益事業政策上執るべからざるところである。我が國の或る電氣事業會社が外債を募集する際契約解除の場合原狀回復の苛酷なる義務を負担する約款の存在する爲め事業の安定性を疑はれ不利なる發行條件を忍ばなければならなかつたといふ例を聞いてゐる。契約期間満了の場合も亦規定なき爲にかゝる原狀回復義務の負擔を想像するゝが如きことがあつてはその不利はいよゝ大である。殆んどあり得べからざることの爲めにかゝる不利を忍ばなければならぬといふことは國家的に觀て亦大なる損失である。

契約期間は十年乃至十五年程度の短期であつても契約當初と満期の際とでは事業それ自身及び社會狀態經濟事情等に相當變動のあることは想像に難くないのであるから、満期と同時に全く同一契約條件を以て單に期間のみを延長することを最も適當とする場合は殆んど稀といつても過言ではない。従つて契約は満期と共に更に適實にこれを修正して繼續すべき途を講じて置くことが必要である。

## 第九章 其 他

報償契約が公法上の契約であるか私法上の契約であるかは議論の存するところであり、嘗ては東京市と東京瓦斯株式會社との間に訴訟を以て争はれた問題である。今この問題に觸れることは避けるが、假りに報償契約が公法上の契約とするも法令に違背せる内容を盛り得ないことは明かである。従つて契約當時に於ては法令に違背しなかつた契約も後に法令の制定又は改正の結果法令に悖ることとなり或は消滅に歸し或は内容に變更を及ぼすことがあつてもそれは止むを得ぬことである。報償契約はこの場合事業者が市に對し何等の要求を爲し得ざる旨を屢々規定してゐる。例へば東京市と東京電燈株式會社との契約は

第十一條 法令ノ結果本契約消滅ニ歸シ又ハ條項ニ變更ヲ及ホスコトアルモ會社ハ市ニ對シ何等ノ要求ヲ爲スコトヲ得ス

と規定してゐる。長崎、函館及び小樽の報償契約もこれと全く同一規定を有してゐる名古屋の報償契約は

第十四條 法令ノ結果本契約ノ効果ニ影響ヲ及ホス場合ハ會社ハ本契約ノ改訂ヲ請求スルコトヲ得ルモノトス

と規定してゐる。この外の報償契約はこれに就き何等規定してゐない。上記規定を見るに東京の

場合は「會社ハ市ニ對シ何等ノ要求ヲ爲スコトヲ得ス」とし、名古屋の場合は「會社ハ本契約ノ改訂ヲ請求スルコトヲ得」とし何れにしても片務的規定たるに止つてゐる。然し乍ら法令に依る影響は等しく兩當事者が受くべきであつて、一方のみが負擔し他方は免るべき性質のものではない。契約の内容に對する法令の影響は事業者に不利なる場合も又市に不利なる場合もあることが豫想される。従つてこの場合には事業者が市に對し何等の要求を爲し得ざると同時に市も亦事業者に對し何等の要求を爲し得ずとし、事業者が契約の改訂を請求し得ると同時に市も亦契約の改訂を請求し得とすべきである。尤もかゝる場合の片務的規定に報償契約が市の行政行爲たる性質の一端が現はれてゐると見れば見得るのである。報償契約中法令に依る影響に就き規定してゐないものゝあるのは契約の内容がその影響を受くるのは規定する迄もなく當然のことゝしたものと考へられる。

#### 43 特殊約款

報償契約は各地方の事情及び各事業の状態に順應し個々の具體の場合に處して適當の内容を盛り得る點にその特徴が存してゐる。従つて各報償契約は屢々極めて特殊の約款を包含してゐる。報償契約中特殊規定と思惟されるものを左に摘記する。

長崎

第十九條 市ニ於テ下水道、道路、橋梁ノ新設變更若ハ修繕ニ當リ既設電柱又ハ埋管ノ位置變更若

ハ一時取除ノ必要生シタル場合ハ會社ハ直ニ自己ノ費用ヲ以テ之ヲ施行スヘキモノトス

熊本

第四條 市ハ公益事業ノ爲メ必要アルトキハ會社ニ對シ電柱ノ建設其他設備ノ變更若ハ撤去ノ要

求ヲ爲スコトヲ得ルモノトス但之ニ要スル費用ハ會社ノ負擔ニ屬スルモノトス

岡山

第三條 市ニ於テ市區改正其他公共的事業ノ爲メ將來必要ナル設備ヲ要スル場合アルトキハ會社

ニ相當義務ヲ負擔セシムルコトアルヘキ事

(大正七年二月十三日契約)

第五條 甲乙(岡山市、岡山電氣軌道株式會社)間ニ於テ締結シタル報償金ハ本契約ノ効力ヲ生

シタル翌期分ヨリ滿十五年間甲(岡山市)ニ於テ之ヲ免除スルコト

但普通株ニ對シ八朱以上ノ配當ヲナストキハ此ノ限リニアラス

八幡

第一條 甲(八幡町)ハ左ノ所有地ヲ發電所敷地トシテ無償ニテ乙(八幡電燈株式會社)ニ使用セ

シムルモノトス

八幡町大字枝光字石繩手五百參拾貳番地壹、五百參拾六番地ノ四、五百參拾七番地ノ四  
五百參拾八番地ノ參、五百參拾九番地ノ壹、合計反別壹反八畝貳拾步

第八條 乙ハ第五條(報償金)ノ外本契約ト同時ニ金五百圓ヲ納付シ事業開始後金三百圓ヲ役場

建築費ニ寄附シ其翌年ヨリ毎年金百圓宛貳ケ年間即チ貳百圓ヲ納付スルモノトス

第九條 明治四十四年四月以後滿參ケ年間ハ甲(八幡市)ニ於テ製鐵所ヨリ粉骸炭ノ拂下ヲ受ケ

且ツ同所ニ於テ異議ナキトキハ本件電燈事業ニ使用スル骸炭總量ト同額ノ粉骸炭(製鐵

所ヨリ受クル品質ノ儘)ヲ乙ニ拂下クルモノトス但シ計量價格及受渡方法ハ他ニ拂下ク

ヘキ例ニ依ル

この外大阪の契約に於ては宇治川電氣會社が市内に於て動力用電力の供給を營業とし、たゞ之に伴ふ電燈用電力の外は一般需用者に對し電燈用電力の供給をなさぬ關係上電力供給事業報償契約として特殊の規定を包含してゐる。又廣島、福岡、岡山の契約は事業者の事業が電氣軌道事業である關係上電燈電力供給事業の契約とは異つた特殊の軌道關係の規定を包含してゐる。

八幡の契約第一條に於ける無償提供の市有地は明治四十三年九月六日の追加更正契約に依つて會社が九州電氣軌道株式會社に合併と同時に坪拾貳圓替を以て會社が買収することゝなつた。同時にその追加更正契約に依り元契約第九條の粉骸炭は電力を他の區域に供給し又は發電所を區域外に移したる場合は之を供給せざる旨が規定された。

報償契約が他都市に於ける既存契約の單なる模倣でなく個々の場合に適應した實際的のものであるためにはかゝる特殊規定は相當多くあつて然るべきであると思はれる。

## 第十章 結 語

### 將來の報償契約

既存報償契約の締結されたのは公益事業に對する法令の監督統制が今日程整備してゐなかつた時代に於てであつた。その後公益事業關係法令の整備に依つて報償契約の規定中には法令に吸收せらるゝもの又は實効なく空文に止るものも生じて來た。或は契約の存在をすらも疑はるゝに至つた。然し法令の整備に依りたとひ既存報償契約がその効果を如何に著しく減殺されたとしても法令下に於て報償契約が契約に依る監督方法として独自の活動分野を有すべきことは既に述べた通りである。唯問題は法令下に於て最も公正なる有能なる報償契約は如何なる内容を有する契約であるかにある。既存契約の締結當時と今日とに於ては事業そのものゝ發達に著しき徑庭あることはいふ迄もない。社會事情乃至經濟狀態に大きな推移のあることも勿論である。殊に契約の一方の當事者たる都市の最近の發達、事務範圍の擴大、財政の膨脹等に關しては更に當時と格段の相

異がある。従つて既存契約中に現在に於ける事業乃至社會の實情に適應した公正なる契約を發見し得なくともそれは當然のことゝいはなければならぬ。將來の報償契約は過去の經驗を參考し事業の發達、時代の進展、都市の膨脹等に鑑み適實の内容を盛らなければならぬ。

ウィルコックスは電燈電力事業のフランチャイズに取扱ふべき基本的事項として次の點を擧げてゐる。

- (一) 料金問題 先づ第一に最も重要な事項は料金の問題である。電燈電力供給事業に於ける獨占は能率上經濟上有利なものであるから如何なる程度にも料金の支配を競争に據らしむることは賢明の策ではない。故に特許中には發電給電の經費に就て検査せる事實に基き時々料金を更正すべき適當の規定を伴ふ最高料金を規定しなければならぬ。事業者はその料金表はすべて公表し、實施するに先立ち市當局に提示することを要求されなければならぬ。殆んど同一條件の下に電氣の供給を受くる人々の料金に差別を設けることは絶対に禁止されなければならない。

- (二) 收支計算の公表 事業者は所定の形式に従つて詳細なる報告を作成する義務を負担しなければならぬ。市の相當なる吏員又は代表者は時々事業者の帳簿及び證據物件を検査し

事業者の収入及び支出を明確にするためその發見するところを報告する権利を有さなければならぬ。かゝる公表は事業資金を政略その他不當目的のため悪用すること及び秘密の割引その他特殊の好意を與ふることを防止する。

- (三) 供給の擴張 事業者は供給を希望する個人又は法人がその配電線より相當の距離内に位置する場合には勿論供給義務を負担しなければならない。新區域に對する供給の擴張も事業者の任意に委ねられてはならない。地中建設の要求される場合には事業者は街路の舗装に先立ち又は再舗装と同時にその暗渠を埋設することを強要されなければならない。事業者は新區域に對しては居住者の請願に基き擴張線の需用がその經費を償ふに足るといふ證據に基き擴張義務を負担しなければならない。人口稠密の都市に於て有利に經營する繁榮せる事業者に對しては市當局の要求に依り一定期間供給が經費を償ふに足らぬ區域へさへも擴張すべきことが要求され得なければならない。要するに供給の擴張に就ては事業者に對し大多數への供給を害することなしに出來得る限り速かに新區域に供給線を延長すること并要求し得べき規定がなければならない。

- (四) 道路の管理 市は街路に於ける電柱線又は暗渠の位置を絶対に支配する權限を留保しなければならない。これは公共の便宜上必要なる場合には何時にてもこれ等の線を置き換へ、架空線を地中線とし又十分なる餘地を現在又は將來の他のすべての公益事業の爲めに留保せんが爲めである。この路面監督の問題は市にとり最も重要な事項である。その監督權は最初の位置を決定する權能以上に及んでゐなければならない。市は公共の便宜又は必要上要求せらるゝ場合には常にその位置を指定し得る不斷不可讓の權利を有さなければならない。

- (五) 特許期間 電燈事業その他如何なる公益事業も永久的に許可されてはならない。一定期間を限つて許可せらるゝ特許に就ても多くの反對すべき事由はある。最良の特許は期間に就て不確定のものであつて市が事業者の施設及び財産を相當の價格を以て(特許權の價格を除く)買收するといふ條件で何時にても特許を撤回し得る權利を市に留保する特許である。尙買收權を五ヶ年を超えざる一定時期毎に行使し得るやうに市に留保するといふ形式も大なる反對すべき事由はない。

- (六) 特許の統一 電燈供給事業者は多くの場合本質的に異つた條件を包含する各種の特許を多數所有するに至り、その爲め何れの特許の下に事業が經營されてゐるか斷定すること

が殆んど不可能の場合が屢々ある。故に特許を附與する場合、被特許者が現在有する又は將來取得すべきすべての特許に従ふべきことを特許條項の一とすることは望ましいことである。

(七) 資本の制限 特許が被特許者の資本限度を制限することは望ましいことである。社債額に就ても制限を定むることは望ましい。公益事業會社の發起人が若し眞に正直に公益事業會社を設立經營することに興味を有するならば必要資本のかなりな割合は自身の懐から進んで出さなければならぬ。言ひ換へれば事業會社に對し全然その社債の發行に依り得る金を以て工場を建設し電線を施設することを許可するのは良い社會政策ではない。若し事業が私利的のものにあらずして奉仕的のものであるならば會社の經營に就き支配權を有する株主の如き各個人が必要資本の三分の一乃至二分の一を提供しないと云ふ理由は存在しない。故に特許は被特許者がその有形財産の公平なる價格の例へば六十パーセントを超える額の社債を發行してはならぬといふことを規定しなければならぬ。

以上アメリカのフランチャイズに就ていふところを直ちに移して我が國の報償契約に當て嵌めることは勿論出來ない。又その所説には現代の社會、經濟狀態の下に於ては相當議論の餘地の存

する點も尠くはない。然しそのいふところ他山の石として我が報償契約の將來に對し示唆する點も亦尠くはない。敢て特に結語にこれを掲げた所以である。我が電気事業もやがて半世紀の歴史を有たんとしてゐる。報償契約も既に三十年の經驗を有してゐる。法令の整備と同時に將來の報償契約はこれ等の經驗から確固たる歸結を歸納しそれを基準として來るべき時代の要求に應ずる新内容を盛り新生面を打開すべきである。而してこの新活動分野に於て最も有能公正なる報償契約を作ることが近き將來に於ける公益事業政策上の重要問題である。

昭和三年十月八日印刷  
昭和三年十月十一日發行

電氣事業報償契約  
定價六十錢

檢印

編輯兼發行者  
東京市麴町區有樂町一丁目一番地  
法人 東京市政調査會

印刷者  
北村恒次  
東京市京橋區築地三丁目十五番地

株式會社中屋印刷所印刷

發行所

東京市麴町區有樂町一丁目  
一六〇九番  
振替口座東京七一六〇九番

財團法人 東京市政調査會



東京市政調査會調査目録

市政一般	ピアード博士・東京復興に關する意見 (市政調査資料)	三〇〇	三	現代都市計畫 (市政調査資料)	三〇〇	三
	ピアード博士・東京市政論	二、五〇	三	イギリスの都市計畫法 (市政調査資料)	三〇〇	四
	ピアード博士講義集	一、〇〇	三	復興局編・帝都復興事業概観	二、五〇	三
	帝都の復興と教育者の希望 (政文集)	一、〇〇	三	岸博士・東京市の工學的地質研究	同	者一般研究 者に贈呈
	我等の東京 (政文集)	一、〇〇	三	土地區劃整理に就て (第一輯・第二輯)	同	
	市民賞論文集 大正十五年 (政文集)	一、五〇	三	ドイツ都市に於ける土地區劃整理	六〇	六
	婦人の觀た東京市政 (政文集)	一、二〇	三	ドイツに於ける土地區劃整理の實例	四〇	二
	小市民に東京市に何を希望するか (政文集)	一、五〇	三	地帯	六〇	四
	帝都の制度に關する調査資料 (政文集)	五、〇〇	一八	地帯收用 (市政調査資料)	六〇	四
	東京都制に關する諸案 (市政調査資料)	六〇	四	米國クリヴランド市土地評價法 (市政調査資料)	四〇	四
	東京市町内會に關する調査	二、三〇	三	イギリスの田園都市 (市政調査資料)	六〇	六
	英國自治制度の特質 (市政調査資料)	四〇	四	街路	二、五〇	三
	市政委員會制及支配人制 (市政調査資料)	一、〇〇	六	街路樹 (都市誌)	四〇	四
	米國に於ける市政調査 (市政調査資料)	三〇	二	英國の住宅政策 (市政調査資料)	六〇	六
	普選に依る最初の市會議員選舉	六〇	四	大建築物煖房資料	五、〇〇	一八

市政一般

都市計畫

東京市政調査會調査目録

公益事業	東京市中央卸賣市場位置選定に關する意見	一般研究 者に贈呈	六	都市金融の概況 (都市市民金融)	一、〇〇	六
	大東京瓦斯供給に關する意見	同	三	市設貯蓄銀行 (都市市民金融)	二、〇〇	三
	電力大都市集中と周波數統一に就て	同	三	市街地信用組合 (都市市民金融)	二、〇〇	三
	我國水力電氣の利用限度に就て	同	三	公設質舖 (都市市民金融)	二、五〇	三
教育	自治及修身教育批判	定額 一、三〇	二	土地増價税と土地未改良價格税の研究	一、二〇	三
	都市教育の研究	五、五〇	二四	都市財政に於ける特別賦課問題 (市政調査資料)	四〇	四
	米國の都市教育組織 (市政調査資料)	八〇	六	小額信用制度の研究 (市政調査資料)	三〇	二
	公民教育研究 (上卷)	三、八〇	一八	ウィーン市財政事情	五〇	四
	東京市の實業補習教育	三、〇〇	二	東京市豫算案管見 (昭和二年度)	五〇	三
衛生	都市の保健行政組織	三〇	二	東京市の區財政に關する調査	三、五〇	一八
	イギリスの保健行政組織	四〇	四	月刊雜誌「都市問題」合本	四、〇〇	一八
	都市の結核問題 (市政調査資料)	三〇	二	邦文雜誌記事索引	二、〇〇	三
	都市に於ける妊産婦保護事業	二、三〇	三			

公益事業

財政及經濟

衛生

其他

